

関係法令等【抜粋】

- 1 石油コンビナート等災害防止法【抜粋】（昭和 51 年 12 月 17 日法律第 84 号）・・・1
- 2 石油コンビナート等災害防止法施行令【抜粋】（昭和 51 年 5 月 31 日政令第 129 号）・・・10
- 3 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令【抜粋】（昭和 51 年 6 月 12 日自治省令第 17 号）・・・33
- 4 石油コンビナート等災害防止法の運用について（昭和 52 年 7 月 22 日消防地第 124 号）・・・69
- 5 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の運用について（昭和 61 年 8 月 19 日消防地第 195 号）・・・72
- 6 防災要員教育訓練指針について（平成 3 年 6 月 27 日消防特第 134 号）・・・76
- 7 石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（平成 18 年 3 月 23 日消防特第 31 号）・・・78
- 8 石油コンビナート等における防災体制の充実強化等について（平成 26 年 3 月 27 日消防特第 47 号）・・・91
- 9 防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」の一部改正について（平成 26 年 10 月 23 日消防特第 221 号）・・・94
- 10 「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」について（平成 28 年 3 月 22 日消防特第 44 号）・・・141

石油コンビナート等災害防止法【抜粋】

(昭和五十年十二月十七日法律第八十四号)

[第三章 特定事業者に係る災害予防\(第十五条—第二十二条\)](#)

[第四章 災害に関する応急措置\(第二十三条—第二十六条\)](#)

第三章 特定事業者に係る災害予防

(特定防災施設等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。

2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。)に届け出て、検査を受けなければならない。

3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない。

2 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務(以下「防災業務」という。)を行う。この場合において、自衛防災組織は、[消防法](#)、[高圧ガス保安法](#) その他の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行うべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

3 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置かななければならない。

- 4 特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という。）を備え付けなければならない。
- 5 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機材等の現況について、市町村長等に届け出なければならない。
- 6 市町村長等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下「関係管区海上保安本部の事務所の長」という。）に通知するものとする。

（防災管理者等）

第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごとに、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させなければならない。

- 2 防災管理者は、当該特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 第一種事業者は、当該第一種事業所における災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから副防災管理者を選任し、自衛防災組織の統括について、防災管理者を補佐させなければならない。
- 4 第一種事業者は、防災管理者が当該第一種事業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防災組織を統括させなければならない。
- 5 特定事業者は、その選任した防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならない。
- 6 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者（同項の場合にあつては、第一種事業者。第二十一条第一項第四号において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

7 前条第六項の規定は、前項の規定による届出があつた場合について準用する。
(防災規程)

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長等に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることができる。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

4 第十六条第六項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。

(共同防災組織)

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

2 前項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めなければならない。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、共同防災規程その他の事項を市町村長等に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

4 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置し、及び防災資機材等を備え付けた共同防災組織を設置している特定事業者は、第十六条第三項及び第四項の規定によりその自衛防災組織に置くべき防災要員の数及び備え付けるべき防災資機材等の数量を政令で定めるところにより減ずることができる。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができる。

6 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があつた場合について、前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。

(広域共同防災組織)

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他の事情を勘案して政令で定めるものに所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織(以下「広域共同防災組織」という。)を設置することができる。

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。

4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事(当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長(広域共同防災

組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。)に通知しなければならない。

- 6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。
- 7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十八条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。
- 8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現にその地域に所在する第一種事業所に係る第一種事業者(当該地域において第一種事業所の新設のための工事を行っている者を含む。)については、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特別防災区域となつた日から当該各号に定める期間が経過する日までは、適用しない。

- 一 第十五条第一項の規定 一年間(同項の規定中政令で定める特定防災施設等の設置に係る部分については、二年を超えない範囲内で政令で定める期間)
- 二 第十六条の規定 一年間(同条の規定中政令で定める防災資機材等の備付けに係る部分については、三年を超えない範囲内で政令で定める期間)
- 三 第十七条及び第十八条の規定 一年間

- 2 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に当該第二種事業所を設置している第二種事業者について準用する。この場合において、同項中「当該地域が特別防災区域となつた日」とあるのは、「当該指定の日」と読み替えるものとする。

(定期報告)

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。

(措置命令及び使用停止命令)

第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定める措置を行うことを命ずることができる。

一 第十五条第一項の規定に違反して、特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持していない特定事業者 特定防災施設等を同項に規定する主務省令で定める基準に従って設置し、又は維持すること。

二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の規定による点検を行わず、又は点検記録を作成せず、若しくはこれを保存していない特定事業者 同項の規定による点検を行つて、点検記録を作成し、これを保存すること。

三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者 自衛防災組織を設置し、又は同条第三項若しくは第四項若しくは第十九条第四項(第十九条の二第八項において準用する場合を含む。)に定めるところにより、自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けること。

四 第十七条第一項又は第三項の規定に違反して、防災管理者又は副防災管理者を選任していない特定事業者 防災管理者又は副防災管理者を選任すること。

五 第十八条第一項の規定に違反して、防災規程を作成していない特定事業者 防災規程を作成すること。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（石油コンビナート等特別防災区域協議会）

第二十二条 一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を置くように努めなければならない。

- 一 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- 二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- 三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- 四 共同防災訓練の実施

第四章 災害に関する応急措置

（異常現象の通報義務）

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

- 2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第二十四条 特定事業者は、その特定事業所において前条第一項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛

防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

- 2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。
(情報提供の要求)

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。)又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。)の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

(自衛防災組織等に対する指示)

第二十五条 市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織に指示をすることができる。

- 2 警察官は、市町村長若しくはその委任を受けて前項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員及び関係管区海上保安本部の事務所の長若しくはその委任を受けて同項に規定する関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、人命の救助、危険な区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区域からの退去に関する指示について、同項に規定する市町村長又は関係管区海上保安本部の事務所の長の職権を行うことができる。

(災害応急措置の概要等の報告)

第二十六条 特定地方行政機関([国家行政組織法](#)(昭和二十三年法律第一百二十号)[第九条](#)に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。)の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止する

ために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

石油コンビナート等災害防止法施行令【抜粋】

(昭和五十一年五月三十一日政令第百二十九号)

第三章 特定事業者に係る災害予防

第一節 自衛防災組織(第六条―第十九条)

第二節 共同防災組織(第二十条・第二十一条)

第三節 広域共同防災組織(第二十二条―第二十四条)

第四節 自衛防災組織等に関する規定の適用の特例(第二十五条)

第三章 特定事業者に係る災害予防

第一節 自衛防災組織

(法令の規定により災害防止の業務等を行う者)

第六条 法第十六条第二項 の法令の規定により災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものは、消防法第十二条の七第一項 に規定する危険物保安統括管理者、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十二条第一項 に規定する保安統括者、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第七条第一項 に規定する毒物劇物取扱責任者、高圧ガス保安法第二十七条の二第一項 に規定する高圧ガス製造保安統括者、同法第二十七条の四第一項 に規定する冷凍保安責任者、ガス事業法第三十一条第一項（同法第三十七条の十 において準用する場合を含む。）に規定するガス主任技術者、電気事業法第四十三条第一項 に規定する主任技術者及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項 に規定する総括安全衛生管理者とする。

(防災要員)

第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等([法第十六条第四項](#)に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。)を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十二号までに掲げる防災資機材等(第十六条第二項から第四項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。)にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十三号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。

- 一 次条第一項に規定する大型化学消防車 五人
- 二 次条第一項に規定する大型高所放水車 二人
- 三 次条第一項に規定する泡原液搬送車 一人
- 四 第九条に規定する甲種普通化学消防車 五人
- 五 第十条に規定する普通消防車 五人
- 六 第十条に規定する小型消防車 四人
- 七 第十一条に規定する普通高所放水車 二人
- 八 第十二条に規定する乙種普通化学消防車 五人
- 九 第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車 五人
- 十 第十六条第三項に規定する普通泡放水砲 一人
- 十一 第十七条第一項に規定するオイルフェンス展張船 [船舶職員及び小型船舶操縦者法](#) (昭和二十六年法律第百四十九号) [第十八条](#) の規定により当該船舶に乗り組ませなければならないものとされている船舶職員又は[同法第二十三条の三十一](#) の規定により当該小型船舶に乗船させなければならないものとされている小型船舶操縦者(以下「乗組船舶職員等」と総称する。)のほか二人
- 十二 第十八条第一項に規定する油回収船 乗組船舶職員等のほか二人
- 十三 第十八条第一項に規定する油回収装置 同条第二項に規定する補助船に係る乗組船舶職員等のほか各一式につき二人

- 2 前項に規定するもののほか、特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けるべき次条第一項に規定する大型化学消防車、第九条に規定する甲種普通化学消防車、第十二条に規定する乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車の台数の合計が二台以上である場合には、当該自衛防災組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。
- 3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に第十三条第一項及び第三項の規定により同条第一項に規定する大容量泡放水砲及び同条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等（以下この条において「大容量泡放水砲等」という。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、次に掲げる防災要員を置かなければならない。
- 一 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する一人の防災要員
 - 二 第十三条第一項に規定する大容量泡放水砲各一基につき一人の防災要員
 - 三 前二号に定めるもののほか、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うために必要なものとして総務省令で定める人数の防災要員
- 4 その特定事業所に係る自衛防災組織に第一項各号に掲げる防災資機材等及び大容量泡放水砲等を備え付ける必要がないものとされる特定事業者は、当該自衛防災組織に、二人以上の防災要員を置かなければならない。
- 5 前各項の規定による防災要員は、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもつて充てなければならない。
- 6 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられている第一項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる防災資機材等で、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定にかかわらず、総務省令で定める人数とする。
- （大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等）

第八条 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所([危険物の規制に関する政令第二条第二号](#)に規定する屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。)に、次の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する石油を貯蔵する屋外タンク(以下「屋外貯蔵タンク」という。)で次項に規定する送泡設備付きタンク以外のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、大型化学消防車(毎分三千百リットル以上の放水能力を有する大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、大型高所放水車(毎分三千リットル以上の放水能力を有する大型の高所放水車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)及び総務省令で定める泡原液搬送車(以下「泡原液搬送車」という。)を、それぞれ、屋外貯蔵タンク(次項に規定する送泡設備付きタンクを除く。以下この項において同じ。)の同表のこれらの欄の区分に応じ、同表の第四欄に定める台数(当該特定事業所に同表の第一欄から第三欄までの区分が異なる二以上の屋外貯蔵タンクがあるときは、これらの屋外貯蔵タンクに係る同表の第四欄に定める台数のうち最も多い台数(同じ台数のときは、その台数。以下同じ。))に相当する台数を備え付けなければならない。ただし、次項の規定により当該自衛防災組織に大型化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

屋外貯蔵タンクの型	屋外貯蔵タンクに貯蔵する石油の種類	屋外貯蔵タンクの直径	台数
浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち 浮きぶたが屋根を兼ねるもの	石油	三十四メートル以上	一台
浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち 浮きぶたが屋根を兼ねるものの以外のもので総務省令で定めるもの	石油	三十四メートル以上五十メートル未満	一台
		五十メートル以上	二台

その他の屋外貯蔵タンク	消防法別表第一に掲げる第一石油類又は第二石油類	二十四メートル以上三十四メートル未満	一台
		三十四メートル以上五十メートル未満	二台
		五十メートル以上六十メートル未満	三台
		六十メートル以上	四台
	消防法別表第一に掲げる第三石油類又は第四石油類	三十四メートル以上五十メートル未満	一台
		五十メートル以上	二台

2 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、総務省令で定める送泡設備（災害の発生又は拡大の防止の用に供されるものに限る。）が設置された屋外貯蔵タンクで総務省令で定めるもの（以下「送泡設備付きタンク」という。）がある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。

- 一 当該送泡設備付きタンクに総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める台数（当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める台数のうち最も多い台数）の大型化学消防車又は次条に規定する甲種普通化学消防車

二 当該送泡設備付きタンクに前号に規定する総務省令で定めるところにより泡水溶液を送水するものとした場合に必要となる総務省令で定める種類の総務省令で定める数(当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、総務省令で定める発泡器(以下「発泡器」という。)の総務省令で定める種類ごとに、これらの送泡設備付きタンクに係る総務省令で定める数のうち最も多い数(同じ数のときは、その数。以下同じ。))の発泡器

(甲種普通化学消防車)

第九条 特定事業者は、その特定事業所が次の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に応じ、同表の下欄に定める台数(当該特定事業所が同表の上欄に掲げる特定事業所の区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める台数のうち最も多い台数)に相当する台数の甲種普通化学消防車(毎分二千百リットル以上の放水能力を有する化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を備え付けなければならない。ただし、前条第二項又は第十二条の規定により当該自衛防災組織に甲種普通化学消防車又は同条に規定する乙種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき甲種普通化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

特定事業所の区分	台数
石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上の特定事業所	一台
石油の貯蔵量(消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所(同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の石油の貯蔵最大数量をいう。以下この表において同じ。)が指定数量(同法第九条の四に規定する指定数量をいう。以下同じ。)の十万倍以上千万倍未満の特定事業所	一台

石油の貯蔵量が指定数量の千万倍以上二千万倍未満の特定事業所	二 台
石油の貯蔵量が指定数量の二千万倍以上四千万倍未満の特定事業所	三 台
石油の貯蔵量が指定数量の四千万倍以上の特定事業所	四 台
第四類危険物の取扱量(指定施設(危険物の規制に関する政令第三十条の三第一項に規定する指定施設をいう。以下同じ。)の消防法別表第一に掲げる第四類の危険物の取扱最大数量をいう。以下同じ。)が指定数量の三千倍以上十二万倍未満の特定事業所	一 台
第四類危険物の取扱量が指定数量の十二万倍以上二十四万倍未満の特定事業所	二 台
第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上四十八万倍未満の特定事業所	三 台
第四類危険物の取扱量が指定数量の四十八万倍以上の特定事業所	四 台

(普通消防車及び小型消防車)

第十条 第一種事業者は、その第一種事業所に係る自衛防災組織に普通消防車(毎分二千リットル以上の放水能力を有する消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、第二種事業者は、その第二種事業所の石油の貯蔵・取扱量を[法第二条第二号](#)イに規定する基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を[同号](#)イに規定する基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が〇・五以上となる場合には、当該第二種事業所に係る自衛防災組織に小型消防車(毎分千リットル以上の放水能力を有する小型の消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、それぞれ一台備え付けなければならない。

(普通高所放水車)

第十一条 第一種事業者は、その第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合(その第一種事業所で第九条の表の上欄に掲げる特定事業所に該当するものに、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合を含む。)には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、普通高所放水車(毎分二千リットル以上の放水能力を有する高所放水車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を一台備え付けなければならない。

(乙種普通化学消防車)

第十二条 特定事業者は、その特定事業所に、指定施設である移送取扱所で総務省令で定めるものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、第八条から前条までの規定による防災資機材等のほか、当該移送取扱所の規模に応じ総務省令で定める台数の乙種普通化学消防車(毎分二千リットル以上の放水能力を有する水そう付きの化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を備え付けなければならない。

(大容量泡放水砲等)

第十三条 特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの(以下この項において「浮き屋根式屋外貯蔵タンク」という。)でその直径が三十四メートル以上のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、当該浮き屋根式屋外貯蔵タンク(当該特定事業所に二以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがあるときは、最も直径が大きい浮き屋根式屋外貯蔵タンク)の直径に係る次の表の上欄に掲げる区分に応じ、その放水能力の合計が同表の下欄に定める基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲(毎分一万リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を備え付けなければならない。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの直径	基準放水能力
三十四メートル以上四十五メートル未満	毎分一万リットル

四十五メートル以上六十メートル未満	毎分二万リットル
六十メートル以上七十五メートル未満	毎分四万リットル
七十五メートル以上九十メートル未満	毎分五万リットル
九十メートル以上百メートル未満	毎分六万リットル
百メートル以上	毎分八万リットル

2 前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力(以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。)が毎分四万リットル以上である場合において、同項の規定により当該自衛防災組織に二基以上の大容量泡放水砲を備え付けるときは、当該大容量泡放水砲一基の放水能力は、毎分二万リットル以上でなければならない。

3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第一項の規定の適用を受けるものに、総務省令で定める基準に従つて、大容量泡放水砲に必要な量の泡水溶液を供給するために必要な防災資機材等で総務省令で定めるもの(以下「大容量泡放水砲用防災資機材等」という。)を備え付けなければならない。

(泡消火薬剤)

第十四条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第一項、第九条又は第十二条の規定の適用を受けるものに、これらの規定及び第十六条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき台数(当該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに第八条第一項、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けるべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。ただし、第三項の規定により当該自衛防災組織に同項に規定する送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならないものとされる場合に

は、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき泡消火薬剤を備え付けず、又はその量を減ずることができる。

- 2 前項の場合において、一台の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車が放水する泡水溶液の量は、大型化学消防車にあつては毎分三千百リットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二千百リットル、乙種普通化学消防車にあつては毎分二千リットル、同項に規定する大型化学高所放水車にあつては毎分三千百リットルとして、それぞれ算定するものとする。
- 3 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第二項の規定の適用を受けるものに、当該特定事業所にある送泡設備付きタンクに同項第一号に規定する総務省令で定めるところにより、次の表の上欄に掲げる送泡設備付きタンクの区分に応じ、同表の下欄に定める時間継続して泡水溶液を送水するものとした場合に必要な量(当該特定事業所に二以上の送泡設備付きタンクがあるときは、これらの送泡設備付きタンクに係る必要な量のうち最も多い量(同じ量のときは、その量。以下同じ。))の総務省令で定める泡消火薬剤(以下「送泡設備用泡消火薬剤」という。)を備え付けなければならない。

送泡設備付きタンクの区分	時間
一気圧における引火点(以下「引火点」という。)が四十度以上の石油を当該石油の引火点未満の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク	三十 分
引火点が四十度未満の石油を貯蔵する送泡設備付きタンク又は石油を当該石油の引火点以上の温度で貯蔵する送泡設備付きタンク	五十 五分

- 4 前項の場合において、送泡設備付きタンクに送水する泡水溶液の量は、送泡設備付きタンクの水平断面積一平方メートルにつき毎分四リットルとして算定するものとする。
- 5 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で前条第一項の規定の適用を受けるものに、当該自衛防災組織の基準放水能力により大容量泡放水砲が

百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の総務省令で定める泡消火薬剤(以下「大容量泡放水砲用泡消火薬剤」という。)を備え付けなければならない。

(可搬式放水銃等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車(第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものに限る。)、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車、大容量泡放水砲、次条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する普通泡放水砲ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水銃、可搬式泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器(以下「可搬式放水銃等」という。)を備え付けなければならない。

(代替措置等)

第十六条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第十二条まで、第十四条及び前条の規定により備え付けるべき防災資機材等(次項及び第三項の規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。)以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長(特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事)の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に応じ、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。

2 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に大型化学高所放水車(大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付ける

べき大型化学消防車、大型高所放水車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

- 3 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により二台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合において、当該自衛防災組織に大型高所放水車（前項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車を含む。以下この項において「大型高所放水車等」という。）及び普通泡放水砲（毎分四千リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けているとき（当該自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあつては、大型高所放水車等及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているとき）は、第八条第一項の規定の適用については、当該特定事業者は、普通泡放水砲（第十三条第一項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。以下この項において同じ。）一基につき第八条第一項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。ただし、当該特定事業者は、普通泡放水砲一基につき次に掲げる防災資機材等を、当該自衛防災組織に備え付けなければならない。
- 一 普通泡放水砲が毎分九百リットルの泡水溶液を百二十分継続して放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤
 - 二 当該自衛防災組織に備え付けている大型化学消防車のうち当該普通泡放水砲に送水する大型化学消防車の放水能力が毎分四千リットルに満たない場合にあつては、当該満たない放水能力以上に相当する放水能力を有する防災資機材等で総務省令で定めるもの
- 4 特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に次の表の上欄に掲げる防災資機材等を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防

災組織に備え付けるべき当該上欄に掲げる防災資機材等に対応する同表の下欄に定める防災資機材等（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき甲種普通化学消防車を除く。）各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

大型化学消防車	甲種普通化学消防車、普通消防車及び小型消防車
大型高所放水車	普通高所放水車
甲種普通化学消防車	普通消防車及び小型消防車
普通消防車	小型消防車

（オイルフェンス及びオイルフェンス展張船）

第十七条 第一種事業者は、その第一種事業所で、その敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの又は係留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が一万キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、当該第一種事業所に係る次の表の上欄に掲げる石油の貯蔵・取扱量の区分に応じ、同表の下欄に定める長さのオイルフェンス（安定して海面に浮き、かつ、流出した石油をせき止めることができるものとして総務省令で定める規格を有するものに限る。以下同じ。）及びオイルフェンス展張船を備え付けなければならない。

石油の貯蔵・取扱量	長さ
一万キロリットル以上十万キロリットル未満	千八十メートル
十万キロリットル以上百万キロリットル未満	千六百二十メートル
百万キロリットル以上	二千百六十メートル

2 前項のオイルフェンス展張船のオイルフェンスの展張能力及び隻数については、総務省令で定める。

（油回収船及び油回収装置）

第十八条 前条第一項の第一種事業者は、同項の第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量が百万キロリットル以上である場合には、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に、同項の規定による防災資機材等のほか、油回収船又は油回収装置（海面に流出した石油の回収の用に供することができる機械器具をいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。

2 前項の規定により油回収装置を備え付ける第一種事業者は、当該油回収装置を積載して海面に流出した石油の回収の用に供することができる船舶で総務省令で定めるもの（以下「補助船」という。）を備え付けなければならない。

3 第一項の油回収船及び油回収装置の石油の回収能力その他油回収船及び油回収装置に関し必要な事項については、総務省令で定める。

（政令で定める管区海上保安本部の事務所）

第十九条 [法第十六条第六項](#)（[法第十七条第七項](#)、第十八条第四項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、[法第十六条第六項](#)の届出に係る特定事業所の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて総務省令で定めるものとする。

第二節 共同防災組織

（共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準）

第二十条 [法第十九条第四項](#)の政令で定める基準（次項に規定する防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一 次に掲げる防災資機材等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合又はロ及びハのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、当該共同防災組織にイに掲げる大型化学消防車若しくはハに掲げる甲種普通化学消防車を備え付けていることを要せず、又は当該台数を減ずるものとする。

イ 共同防災組織を設置している各特定事業者（以下「構成事業者」という。）のうちに、当該共同防災組織に係る各特定事業所（以下「構成事業所」という。）

の自衛防災組織に第八条第一項の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の台数(当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同項の規定により備え付けるべき台数)のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車

ロ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第八条第二項の規定により大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び発泡器を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該大型化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の大型化学消防車又は各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車及び各自衛防災組織ごとの当該発泡器の同項第二号に規定する総務省令で定める種類ごとの数のうちそれぞれの種類ごとに最も多い数に相当する数の発泡器

ハ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各自衛防災組織ごとの当該甲種普通化学消防車の台数(当該構成事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに同条の規定により備え付けるべき台数)のうち最も多い台数に相当する台数の甲種普通化学消防車

ニ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十条の規定により普通消防車又は小型消防車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、それぞれ普通消防車又は小型消防車一台

ホ 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十一条の規定により普通高所放水車を備え付けなければならないものとされる者があるときは、普通高所放水車一台

- 二 構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる者があるときは、その放水能力の合計が各自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従つて大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。
- 三 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付けていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。
- イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項及び第四項の規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられるべき台数(送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規定に従つて備え付けられるべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤
- ロ 第一号ロに該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第三項の規定により備え付けなければならないものとされる送泡設備用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の送泡設備用泡消火薬剤
- ハ 前号に該当する場合には、各自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤
- 二 第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合には、前二号の規定及び第五号において準用する第十六条第二項から第四項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車(第一号ロの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。)、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防

車、普通高所放水車、大容量泡放水砲、大型化学高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等

四 次に掲げる防災要員を置いていること。

イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第四項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる防災資機材等各一台又は各一基につき、これらの号に定める人数の防災要員（当該共同防災組織に係るすべての構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防災要員）

ロ イの防災資機材等が二台以上であるときは、指揮者一人

ハ 第二号に該当する場合には、第七条第三項各号に掲げる防災要員

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二項の規定は第三号イの泡溶液の量の算定について、第十六条第二項から第四項までの規定は第一号に規定する防災資機材等を備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において、第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）」とあるのは「構成事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一項第二号の規定に従つて当該共同防災組織」と、第十六条第二項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に」とあるのは「構成事業所のすべてが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に」と、「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定によ

り」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号ロの規定に従つて」と、同条第三項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により」とあるのは「構成事業所のすべてが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に第二十条第一項第一号イの規定に従つて」と、「に第十三条第一項の規定により」とあるのは「に同条第一項第二号の規定に従つて」と、「同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「、第八条第一項」とあるのは「、同項第一号イ」と、「(第十三条第一項の規定により」とあるのは「(同項第二号の規定に従つて」と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従つて」と、同条第四項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号ロの規定に従つて」と読み替えるものとする。

2 第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する防災資機材等並びにこれらの防災資機材等に係る防災要員に係る[法第十九条第四項](#)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 構成事業者のうち第十七条第一項の第一種事業者に該当するものがそれぞれその構成事業所である同項の第一種事業所に係る自衛防災組織に同項の規定により備え付けるべきオイルフェンスのうち、長さの最も長いものの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けること。
- 二 第十七条第一項のオイルフェンス展張船(以下「オイルフェンス展張船」という。)を備え付け、及びオイルフェンス展張船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を置くこと。
- 三 第十八条第一項の油回収船(以下「油回収船」という。)又は同項の油回収装置(以下「油回収装置」という。)を備え付け、及び油回収船を備え付ける場合にあっては油回収船各一隻につき乗組船舶職員等のほか二人の防災要員を、油回収装置を備え付ける場合にあっては同条第二項の補助船に係る乗組船舶職員等のほか油回収装置各一式につき二人の防災要員を置くこと。

四 第七条第五項の規定は、前二号の防災要員について準用する。

(共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員)

第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によりその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定める台数の甲種普通化学消防車を、ヘに掲げる場合にはヘに定める台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。

イ 共同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成事業所に送泡設備付きタンクがあるときには当該送泡設備付きタンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第九条及び第十六条第四項の規定により備え付けるべき大型化学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合計した台数(ロにおいて「化学消防車の台数」という。)が二台又は三台であるとき。 一台

ロ 化学消防車の台数が四台であるとき。 二台

ハ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の三千倍以上二十四万倍未満であるとき。 一台

ニ 当該構成事業所の第四類危険物の取扱量が指定数量の二十四万倍以上であるとき。 二台

ホ イ又はロに掲げる場合及びハ又はニに掲げる場合のいずれにも該当するとき。 イ又はロに定める台数とハ又はニに定める台数のうちいずれか多い台数(同じ台数のときは、その台数)

ヘ 当該構成事業所に第十二条の総務省令で定める指定施設である移送取扱所があるとき。 当該移送取扱所の規模に応じ同条の総務省令で定める台数

二 前号に規定する場合には、同号の規定によるもののほか、次に掲げる防災資機材等を備え付けなければならない。

イ 前号の規定により備え付けるべき台数の甲種普通化学消防車又は乙種普通化学消防車(以下この条において「普通化学消防車」という。)が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤

ロ 前号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車ごとに、総務省令で定める数の可搬式放水銃等

三 第一号に規定する場合には、次に掲げる防災要員を置かなければならない。

イ 第一号の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき普通化学消防車各一台につき五人(当該構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該普通化学消防車のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該普通化学消防車各一台につき総務省令で定める人数の防災要員)

ロ イの普通化学消防車が二台以上であるときは、指揮者一人

四 第一号に規定する場合以外の場合には、防災要員二人以上を置くものとし、第八条から第十五条までの規定による防災資機材等を備え付けることを要しない。ただし、共同防災組織を設置していないものとした場合に当該構成事業所に係る自衛防災組織が第八条又は第九条の規定の適用を受けるものであり、かつ、第一号の規定により甲種普通化学消防車を備え付けることを要しないときは、一台の甲種普通化学消防車が百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。

五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定について、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について準用する。この場合において、同項中「第八条から第十二条まで、第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号及び第二号」と、「防災資機材等(次項及び第三項の規定により当該防災資

機材等に代えて備え付けることができるものを含む。）」とあるのは「防災資機材等」と読み替えるものとする。

2 次の各号に規定する場合には、構成事業者のうち第十七条第一項又は第十八条第一項の第一種事業者に該当するものがその構成事業所であるこれらの規定に該当する第一種事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定により備え付けるべき防災資機材等及びこれらの防災資機材等に係る防災要員については、これらの規定及び第七条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第一号のオイルフェンスが備え付けられている場合には、第十七条第一項の規定により備え付けるべきオイルフェンスの長さの二分の一に相当する長さのオイルフェンスを備え付けなければならない。

二 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第二号のオイルフェンス展張船が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれている場合には、オイルフェンス展張船を備え付け、及びオイルフェンス展張船に係る防災要員を置くことを要しない。

三 当該構成事業所に係る共同防災組織に前条第二項第三号の油回収船又は油回収装置が備え付けられ、かつ、同号の防災要員が置かれている場合には、油回収船又は油回収装置を備え付け、及び油回収船又は油回収装置に係る防災要員を置くことを要しない。

第三節 広域共同防災組織

(広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務)

第二十二条 [法第十九条の二第一項](#) の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

2 [法第十九条の二第一項](#) の政令で定める業務は、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする。

(広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準)

第二十三条 [法第十九条の二第八項](#)において準用する[法第十九条第四項](#)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その放水能力の合計が当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び総務省令で定める基準に従って大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていること。
- 二 当該広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの第十四条第五項の規定により備え付けなければならないものとされる大容量泡放水砲用泡消火薬剤の量のうち最も多い量に相当する量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けていること。
- 三 第一号の規定に従って当該広域共同防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等を備え付けていること。
- 四 第七条第三項各号に掲げる防災要員を置いていること。
- 五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第一号の大容量泡放水砲について準用する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）」とあるのは「広域共同防災組織に係る各特定事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十三条第一号の規定に従って当該広域共同防災組織」と読み替えるものとする。

（広域共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材等及び防災要員）

第二十四条 広域共同防災組織を設置している各特定事業者が前条に規定する基準に従ってその広域共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いている場合には、当該各特定事業者は、第七条第三項、第十三条、第十四条

第五項及び第十五条(大容量泡放水砲に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、当該広域共同防災組織に係る特定事業所の自衛防災組織に、第十三条、第十四条第五項及び第十五条の規定により備え付けべき防災資機材等を備え付け、及び第七条第三項の規定により置くべき防災要員を置くことを要しない。

第四節 自衛防災組織等に関する規定の適用の特例

第二十五条 [法第二十条第一項第一号](#) の政令で定める特定防災施設等は、流出油等防止堤その他総務省令で定める特定防災施設等とし、[同号](#) の政令で定める期間は、二年とする。

2 [法第二十条第一項第二号](#) の政令で定める防災資機材等は、次に掲げるものとし、[同号](#) の政令で定める期間は、三年とする。ただし、その自衛防災組織に第八条の規定により大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車をそれぞれ二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち各一台、その自衛防災組織に第九条の規定により甲種普通化学消防車を二台以上備え付けなければならないものとされる特定事業者にあつてはそのうち一台については、[同号](#) の政令で定める期間は、二年とする。

- 一 大型化学消防車
- 二 大型高所放水車
- 三 泡原液搬送車
- 四 甲種普通化学消防車
- 五 普通高所放水車
- 六 大容量泡放水砲
- 七 オイルフェンス展張船
- 八 油回収船又は油回収装置

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令【抜粋】
(昭和五十一年六月十二日自治省令第十七号)

第二章 自衛防災組織等

第一節 自衛防災組織(第十七条の二—第二十四条)

第二節 防災管理者等の届出及び防災規程(第二十五条・第二十六条)

第三章 共同防災組織(第二十六条の二—第二十九条)

第四章 広域共同防災組織(第三十条—第三十二条の二)

第二章 自衛防災組織等

第一節 自衛防災組織

(大容量泡放水砲等に係る防災要員)

第十七条の二 令第七条第三項第三号 の総務省令で定める人数は、当該自衛防災組織に備え付けている次の各号に掲げる防災資機材等につきそれぞれ当該各号に定める人数を合算した人数とする。ただし、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等の設置の状況その他の事情を勘案して、市町村長等が適当と認めたときは、その人数を減ずることができる。

- 一 第十九条の二第三項第一号に規定するポンプ 各一台につき二人
- 二 第十九条の二第三項第二号に規定する水と大容量泡放水砲用泡消火薬剤とを混合し、適正な濃度の泡水溶液にするための混合装置 各一台につき二人
- 三 大容量泡放水砲用屋外給水施設(第十二条第二項の規定により大容量泡放水砲用屋外給水施設が設置されているものとみなされる場合における同項第一号又は第二号に規定する河川等を含む。以下同じ。)の取水部分から浮き屋根式屋外貯蔵タンク(令第十三条第一項 の浮き屋根式屋外貯蔵タンクをいう。)までホースを展張した場合における当該ホースの長さ(大容量泡放水砲用屋外給水施設の取水部分又は浮き屋根式屋外貯蔵タンクが二以上ある場合にあつては、各取水部分から各浮き屋根式屋外貯蔵タンクまでホースを展張することとし

た場合におけるそれぞれのホースの長さのうち最も長いホースの長さ)を二百メートルで除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する人数

(省力化に資する装置又は機械器具)

第十七条の二 [令第七条第六項](#) の防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 大型高所放水車又は普通高所放水車の起塔操作が自動化され、かつ、離れた位置から当該大型高所放水車又は普通高所放水車の放水操作を行うことができる装置(以下「遠隔操作装置」という。)
- 二 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に備え付けられているホースを積載でき、かつ、当該ホースを運搬及び延長できる器具(以下「ホース延長用資機材」という。)
- 三 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が水又は泡水溶液を放水(以下「放水」という。)するときに防災要員にかかる反動力を有効に減少させることのできる器具(以下「低反動ノズル」という。)
- 四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車につき置かれている防災要員相互間で通信を行うため携帯して使用する無線装置(以下「携帯無線機」という。)

2 遠隔操作装置は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- 一 大型高所放水車又は普通高所放水車の起塔操作及び放水操作を行うことができるスイッチその他これに類するもの(以下「操作スイッチ等」という。)を有している部分(以下「コントローラー」という。)及び当該コントローラー(大型高所放水車又は普通高所放水車に内蔵されているものを除く。)と当該大型高所放水車又は普通高所放水車とを接続するコード(以下「接続コード」という。)により構成されるものであること。
- 二 コントローラーは、次に掲げる要件に該当するものであること(大型高所放水車又は普通高所放水車に内蔵されているものについては、この要件に限る。)

- イ 防災要員が一人で容易に操作できる大きさ及び重さであること。
- ロ 操作スイッチ等の名称が表示され、かつ、操作状態が文字、記号又は色等により操作する者の見やすい位置に表示されていること。
- ハ 落下した場合に、容易にその機能が損壊し、かつ、漏電、火災その他の事故が生ずるおそれのないものであること。
- ニ 接続コードと接続した状態において防水構造であること。
- 三 接続コードは、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 容易に断線しないものであること。
 - ロ コントローラーにより操作する大型高所放水車又は普通高所放水車の状況を当該コントローラーを操作する者が容易に確認するために必要な長さを有しているものであること。
 - ハ コントローラーと当該コントローラーにより操作する大型高所放水車又は普通高所放水車とを容易に接続でき、かつ、接続部分が容易に外れない構造であること。
 - ニ 大型高所放水車又は普通高所放水車に接続した状態において防水構造であること。
- 3 ホース延長用資機材は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - 一 消火活動を行うために必要な長さのホースを運搬時において落下しないように確実に積載でき、かつ、当該ホースを容易に延長できる構造であること。
 - 二 ホースの荷重により局所的な変形が生じないものであること。
 - 三 防災要員が一人で容易にホースを運搬及び延長できる大きさ及び重さであること。
 - 四 大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車に確実に固定でき、かつ、防災要員二人以内で安全かつ迅速に積卸しできるものであること。
- 4 低反動ノズルは、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - 一 防災要員が一人で安全かつ有効に放水できるようにベルトの装備等の措置が講じられているものであること。

- 二 防災要員が一人で容易に放水できる大きさ及び重さであること。
 - 三 放水量を調整することができるものであること。
- 5 携帯無線機は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- 一 次条第一項に規定する消火活動場所において消火活動を行う場合に良好に通信を行うことができる能力及び耐久性を有するものであること。
 - 二 消火活動に支障ない大きさ及び重さであり、かつ、消火活動に支障なく容易に操作できるものであること。
- (特定事業所の要件及び防災要員)

第十七条の三 [令第七条第六項](#) の特定事業所で総務省令で定める要件は、前条第一項各号に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している次の各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 遠隔操作装置を搭載している大型高所放水車
 - イ 当該特定事業所に[令第八条第一項](#) の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンクがある場合
 - (1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車又は大型化学高所放水車、大型高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動の用に供する場所(特定通路([石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令](#) (昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号)[第六条第六号](#) に規定する特定通路をいう。以下同じ。))その他消防自動車を配置し、防災要員が消火活動を行う場所をいう。以下「消火活動場所」という。))があること。
 - (2) 消防自動車が消火活動場所まで安全かつ迅速に走行することができる通路が配置されていること。
 - (3) 消火活動場所には消防自動車を配置するときに障害となる物が存在しないこと。
 - (4) 屋外給水施設の消火栓等は、当該消火栓等から水の供給を受ける消防自動車が消火活動場所において有効に水の供給を受けることができる位置にあること。

ロ 当該第一種事業所に、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物（屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

（１）すべての当該工作物の周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

（２）イ（２）から（４）までに定める要件に該当していること。

ハ 当該第一種事業所に、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンク（[令第八条第一項](#)の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当する屋外貯蔵タンク及び[同条第二項](#)に規定する送泡設備付きタンク（以下「送泡設備付きタンク」という。）を除く。以下同じ。）がある場合であつて、当該第一種事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が備え付けられている場合

（１）すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

（２）イ（２）から（４）までに定める要件に該当していること。

ニ イからハまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。

二 遠隔操作装置を搭載している普通高所放水車

イ 当該第一種事業所が前号ロに該当する場合

（１）すべての当該工作物の周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

（２）前号イ（２）から（４）までに定める要件に該当していること。

ロ 当該第一種事業所が前号ハに該当する場合

- (1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に普通高所放水車による消火活動場所及び大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。
 - (2) 前号イ(2)から(4)までに定める要件に該当していること。
 - ハ イ及びロに該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。
- 三 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学消防車
- イ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合
 - (1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型高所放水車又は大型化学高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)までに定める要件に該当していること。
 - (3) 消火活動場所にはホース延長用資機材の移動に障害となる地盤面の高低及び傾斜が存在しないこと。
 - ロ 当該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合
 - (1) すべての当該送泡設備付きタンクの送泡口の周囲に大型化学消防車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)まで及びイ(3)に定める要件に該当していること。
- ハ 当該第一種事業所が[令第九条](#)の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが二十メートル以上の場所で石油を貯蔵し、又は取り扱う建物その他の工作物がある場合
- (1) すべての当該工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)まで及びイ(3)に定める要件に該当していること。
- 二 当該第一種事業所が[令第九条](#)の表の上欄に掲げる特定事業所に該当し、かつ、高さが十五メートル以上の屋外貯蔵タンクがある場合

- (1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。
- (2) 第一号イ(2)から(4)まで及びイ(3)に定める要件に該当していること。
- ホ 当該特定事業所が[令第九条](#)の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合(ハ又はニに該当する場合を除く。)又は[令第十条](#)に規定する特定事業所に該当する場合
 - (1) すべての建物その他の工作物の周囲に大型化学消防車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)まで及びイ(3)に定める要件に該当していること。
- ヘ イからホまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。
- 四 ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している大型化学消防車前号イからへまでに定める要件に該当していること。
- 五 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している甲種普通化学消防車
 - イ 当該特定事業所が第三号ロに該当する場合
 - (1) すべての当該送泡設備付きタンクの送泡口の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。
 - ロ 当該第一種事業所が第三号ハに該当する場合
 - (1) すべての当該工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。
 - (2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。
 - ハ 当該第一種事業所が第三号ニに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所及び大型高所放水車、普通高所放水車又は大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ニ 当該特定事業所が第三号ホに該当する場合

(1) すべての建物その他の工作物の周囲に甲種普通化学消防車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ホ イからニまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。

六 ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している甲種普通化学消防車前号イからホまでに定める要件に該当していること。

七 ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している大型化学高所放水車

イ 当該特定事業所が第一号イに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車及び泡原液搬送車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ロ 当該特定事業所が第三号ロに該当する場合

(1) すべての当該送泡設備付きタンクの送泡口の周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ハ 当該特定事業所が第三号ハに該当する場合

(1) すべての当該工作物の周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ニ 当該特定事業所が第三号ニに該当する場合

(1) すべての当該屋外貯蔵タンクの周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ホ 当該特定事業所が第三号ホに該当する場合

(1) すべての建物その他の工作物の周囲に大型化学高所放水車による消火活動場所があること。

(2) 第一号イ(2)から(4)まで及び第三号イ(3)に定める要件に該当していること。

ヘ イからホまでのいずれか二以上に該当する場合には、そのすべてに定める要件に該当していること。

ハ ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している大型化学高所放水車
前号イからへまでに定める要件に該当していること。

2 前項に掲げる防災資機材等に係る[令第七条第六項](#)の総務省令で定める人数は、次の各号に定める人数とする。

- 一 前項第一号の大型高所放水車 一人
- 二 前項第二号の普通高所放水車 一人
- 三 前項第三号の大型化学消防車 三人
- 四 前項第四号の大型化学消防車 四人
- 五 前項第五号の甲種普通化学消防車 三人
- 六 前項第六号の甲種普通化学消防車 四人
- 七 前項第七号の大型化学高所放水車 三人
- 八 前項第八号の大型化学高所放水車 四人

(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)

第十八条 [令第八条第一項](#) の大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、[規格省令第二条第二号](#) に規定する消防ポンプ自動車(以下「消防ポンプ自動車」という。)であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 規格放水圧力([規格省令第十六条第一項第一号](#) の規格放水圧力をいう。以下同じ。)が〇・八五メガパスカルの場合において、放水量が毎分三千百リットル以上であること。
- 二 自動比例泡混合装置(泡消火薬剤を加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。)を備え付けていること。
- 三 容量が千八百リットル以上の泡消火薬剤タンクを備え付けていること。

2 [令第八条第一項](#) の大型の高所放水車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する消防ポンプ自動車とする。

- 一 泡を放射する筒先の高さが、地上から二十二メートル以上であること。
- 二 泡を放射する筒先の基部における圧力が一・〇メガパスカルの場合において、毎分三千リットル以上放水できるものであること。
- 三 泡を放射する筒先は、方向及び角度を遠隔操作することができるものであること。
- 四 泡を放射する筒先及びその周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていること。
- 五 ポンプの吐出圧力(ポンプの出口部分における静水圧力をいう。第七項において同じ。)が一・四メガパスカルの場合において、放水量が毎分三千百リットル以上であること。

3 [令第八条第一項](#) の総務省令で定める泡原液搬送車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 容量が四千リットル以上の泡消火薬剤タンクを備え付けていること。
- 二 毎分二百リットル以上の泡消火薬剤を〇・三メガパスカル以上で圧送することができるポンプを備え付けていること。

- 4 [令第九条](#) の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する消防ポンプ自動車とする。
- 一 規格放水圧力が〇・八五メガパスカルの場合において、放水量が毎分二千百リットル以上であること。
 - 二 自動比例泡混合装置を備え付けていること。
 - 三 容量が千八百リットル以上の泡消火薬剤タンクを備え付けていること。
- 5 [令第十条](#) の消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものは、[規格省令](#) 別表に掲げるA—二級以上のポンプを有する消防ポンプ自動車とする。
- 6 [令第十条](#) の小型の消防ポンプ自動車で総務省令で定めるものは、[規格省令](#) 別表に掲げるB—二級以上のポンプを有する消防ポンプ自動車及び同級以上のポンプを車台に固定することができる自動車(当該自動車に使用する同級以上のポンプを有している場合に限る。)とする。
- 7 [令第十一条](#) の高所放水車で総務省令で定めるものは、第二項第一号、第三号及び第四号並びに次に掲げる要件に該当する消防ポンプ自動車とする。
- 一 泡を放射する筒先の基部における圧力が一・〇メガパスカルの場合において、毎分二千リットル以上放水できるものであること。
 - 二 ポンプの吐出圧力が一・四メガパスカルの場合において、放水量が毎分二千百リットル以上であること。
- 8 [令第十二条](#) の水そう付きの化学消防自動車で総務省令で定めるものは、[危険物規則第六十五条第五号](#) の規定に該当する消防ポンプ自動車とする。
- (浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもの
で総務省令で定めるもの)
- 第十八条の二 [令第八条第一項](#) の表に掲げる浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもので総務省令で定めるものは、浮きぶたの甲板が金属材料で造られ、かつ、浮きぶたの浮力が浮きによる構造の浮きぶたを有するものとする。
- (大型化学消防車及び甲種普通化学消防車の台数に係る特例)

第十八条の三 [令第八条第二項](#)の規定により大型化学消防車を備え付けた自衛防災組織で、[同条第一項](#)の規定の適用を受けるものについては、第一号に掲げる台数から第二号に掲げる台数を減ずるものとする。

一 [令第八条第一項](#) 本文の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車の台数

二 [令第八条第二項](#) の規定により当該自衛防災組織に備え付けた大型化学消防車の台数(当該台数が前号の台数を上回る場合には、前号の台数)

2 [令第八条第二項](#) の規定により甲種普通化学消防車を備え付けた自衛防災組織で、[令第九条](#) の規定の適用を受けるものについては、第一号に掲げる台数から第二号に掲げる台数を減ずるものとする。

一 [令第九条](#) 本文の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない甲種普通化学消防車の台数

二 [令第八条第二項](#) の規定により当該自衛防災組織に備え付けた甲種普通化学消防車の台数(当該台数が前号の台数を上回る場合には、前号の台数)
(送泡設備)

第十八条の四 [令第八条第二項](#) の総務省令で定める送泡設備は、次の各号に掲げる機器により構成されるものであつて、当該機器がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 泡放出口

イ 当該泡放出口の数は、一の送泡設備付きタンクにつき次の表の第一欄及び第二欄に掲げる当該送泡設備付きタンクの区分に応じ、同表の第三欄に定める数以上の数となるようにすること。

送泡設備付きタンク に貯蔵する石油の 種類	送泡設備 付きタンク の直径	泡放出口の数
一気圧における引火	二十四メー	一

点(以下「引火点」という。)が四十度以上の石油	トル以上三十六メートル未満	
	三十六メートル以上五十四メートル未満	二
	五十四メートル以上六十メートル未満	三
	六十メートル以上	三に当該送油設備付きタンクの水平断面積が二千八百二十六平方メートルを超える六百九十七平方メートル又は六百九十七平方メートルに満たない端数を増すごとに一を加えた数
引火点が四十度未満の石油	二十四メートル以上三十六メートル未満	二
	三十六メートル以上四十二メートル未満	三
	四十二メートル以上四十八メートル	四

	ル未満	
	四十八メートル以上五十四メートル未満	五
	五十四メートル以上六十メートル未満	六
	六十メートル以上	六に当該送泡設備付きタンクの水平断面積が二千八百二十六平方メートルを超える四百六十五平方メートル又は四百六十五平方メートルに満たない端数を増すごとに一を加えた数

ロ 放出した泡が直接当該送泡設備付きタンク内の水及び加熱装置に触れないように設置すること。

ハ 放出した泡が石油の表面を流動展開する水平距離がおおむね三〇メートルを超えないように設置すること。

ニ 泡を放出する速度は、次の表の上欄に掲げる当該送泡設備付きタンクの区分に応じ、同表の下欄に定める速度以下の速度となるようにすること。

送泡設備付きタンクの区分	速度
消防法別表に掲げる第一石油類(以下「第一石油類」という。)を貯蔵するもの	毎秒三メートル
第一石油類以外の石油を貯蔵するもの	毎秒六メートル

ホ 異物が容易に入らない構造とすること。

二 送泡口

イ 当該送泡口の結合金具は、第十八条の八第一項に規定する発泡器（以下「発泡器」という。）の出口側の結合金具と直接結合でき、かつ、送泡時に当該発泡器が離脱しない構造であること。

ロ 消防自動車が容易に接近することができ、かつ、消火活動に支障ない場所に設置すること。

ハ 当該送泡口にはその直近の見やすい箇所に送泡設備付きタンクの送泡口である旨、当該送泡口に結合すべき発泡器の種類及び当該送泡口に必要な泡水溶液の送水量を表示した標識を設けること。

三 送泡管

イ [工業標準化法](#)（昭和二十四年法律第百八十五号）[第十七条第一項](#)の日本工業規格G三四四二、G三四五二若しくはG三四五四に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ロ 当該送泡管の接合は、溶接によつて行うこと。

ハ 当該送泡管の送泡設備付きタンクの直近部分には、仕切弁、泡採取口及び試験口を設けること。

ニ 仕切弁は、遠隔操作及び現地操作によつて開閉できるものであること。

ホ 仕切弁には、停電時に遠隔操作によつて開放できるように非常電源等を附置すること。

ヘ 当該送泡管の送泡口の直近部分には、逆止弁を設けること。

ト 地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。

（送泡設備を設置することができる屋外貯蔵タンク）

第十八条の五 [令第八条第二項](#)の総務省令で定める屋外貯蔵タンクは、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 [令第八条第一項](#)の表に掲げるその他の屋外貯蔵タンクのうち、浮きぶたを有しないものであること。

二 次に掲げる性状を有する石油を九十度以下の温度で貯蔵する屋外貯蔵タンクであること。

イ 水に溶けないものであること。

ロ 泡放出口から放出した泡が石油の表面に容易に浮上できる粘度を有するものであること。

(泡水溶液の送水方法)

第十八条の六 [令第八条第二項第一号](#) に規定する泡水溶液の送水は、送泡設備付きタンクに、[同項](#) の規定により備え付けなければならない大型化学消防車又は甲種普通化学消防車及び発泡器を用いて、当該大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の放水圧力を当該発泡器が有効に機能する使用圧力の範囲に維持し、泡水溶液を送水するものとする。

2 前項の場合において、送泡設備付きタンクに送水する泡水溶液の量は、送泡設備付きタンクの水平断面積一平方メートルにつき毎分四リットル以上八リットル以下の量となるようにするものとする。

(送泡設備付きタンクに係る大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の台数)

第十八条の七 [令第八条第二項第一号](#) の総務省令で定める大型化学消防車又は甲種普通化学消防車の台数は、前条に規定する方法により送泡設備付きタンクに泡水溶液を送水する場合に、それぞれの泡放出口からおおむね量の等しい泡を放出することができる台数とする。

(発泡器)

第十八条の八 [令第八条第二項第二号](#) の総務省令で定める発泡器は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 使用する泡消火薬剤の種類、必要とされる泡水溶液の送水量及び送水圧力に適合するものであること。

二 泡の膨張率(泡水溶液の容量と発生する泡の容量との比をいう。)は二倍以上四倍以下であること。

- 三 当該発泡器の入口側の結合金具は、[消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令](#)に規定する差込式受け口に適合する構造であること。
- 四 当該発泡器の出口側の結合金具は、送泡口の結合金具と直接結合でき、かつ、送泡時に当該発泡器が離脱しない構造であること。
- 五 当該発泡器には、発泡器の種類、取扱い方法等を表示すること。
- 2 [令第八条第二項第二号](#)の総務省令で定める発泡器の種類については、次に掲げる事項がそれぞれ同じ場合に、同一種類の発泡器であるものとする。
- 一 発泡器に使用できる泡消火薬剤の種類
 - 二 発泡器の使用流量の値
 - 三 発泡器の使用圧力の値
 - 四 発泡器の許容背圧の値
- 3 [令第八条第二項第二号](#)の総務省令で定める発泡器の数は、第十八条の六に規定する方法により送泡設備付きタンクに泡水溶液を送水する場合に、それぞれの泡放出口からおおむね量の等しい泡を放出することができる数とする。
- (移送取扱所が存する特定事業所に係る特例)
- 第十九条 [令第十二条](#)の移送取扱所で総務省令で定めるものは、[危険物規則第四十七条の五](#)に規定する数量以上の第四類危険物を取り扱うものとし、[令第十二条](#)の総務省令で定める乙種普通化学消防車の台数は、次の表の上欄に掲げる移送取扱所の規模に応じ、同表の下欄に定める台数とする。

移送取扱所の規模	台数
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル以下である移送取扱所	一台
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超え、かつ、当該配管の経路が移送基地を中心として半径五十キロメートルの円の範囲内にとどまる	二台

移送取扱所	
危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超え、かつ、当該配管の経路が移送基地を中心として半径五十キロメートルの円の範囲外に及ぶ移送取扱所	二台に上欄の半径五十キロメートルの円の範囲外の配管経路について当該配管経路を半径五十キロメートルの円の範囲内に包含する場所一箇所につき一台を加えた台数

- 2 毎分二千百リットル以上の放水能力を有する乙種普通化学消防車を備え付けた自衛防災組織で、[令第九条](#)の規定の適用を受けるものについては、[同条](#)本文の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない甲種普通化学消防車の台数から一台を減ずるものとする。

(大容量泡放水砲等)

- 第十九条の二** [令第十三条第一項](#)の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させる能力を有するものであること。
- 二 容易に移動させることができるものであること。
- 三 泡を放射する筒先は、方向及び角度を操作できるものであること。
- 四 泡を放射する筒先及びその周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていること。

- 2 [令第十三条第一項](#)及び[第二項](#)の放水能力は、泡を放射する筒先の基部における圧力が〇・七メガパスカルの場合における放水能力とする。

- 3 [令第十三条第三項](#)の総務省令で定める防災資機材等は、次のとおりとする。

- 一 第三号に規定するホースの使用圧(折れ曲がつた部分のない状態におけるホースに通水した場合の常用最高使用水压をいう。第三号口において同じ。)を超えないポンプ([消防法施行令第四十一条第一項第一号](#)に規定する動力消防ポンプをいう。)

二 水と大容量泡放水砲用泡消火薬剤とを混合し、適正な濃度の泡水溶液にするための混合装置

三 次に掲げる要件に該当するホース

イ 結合金具を両端に有するものであること。

ロ ホースの使用圧に十分耐えられるものであること。

ハ ホース同士が確実に結合できるものであること。

4 [令第十三条第三項](#) の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該自衛防災組織に備え付けられている大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等の使用時(以下この項において「使用時」という。)において、当該特定事業所の大容量泡放水砲用屋外給水施設から、自衛防災組織の基準放水能力による放水に必要な量の水を百二十分継続して取水することができること。

二 使用時において、前号の規定により取水した水を、百二十分継続して大容量泡放水砲用泡消火薬剤と混合し、適正な濃度の泡水溶液にすることができること。

三 使用時において、前号の泡水溶液を、大容量泡放水砲が消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により、大容量泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができること。

5 前項の場合において、第三項各号に掲げる大容量泡放水砲用防災資機材等のいずれかを備え付けなくても前項の基準に適合するとき(当該大容量泡放水砲用防災資機材等に代えて第三項各号に掲げる大容量泡放水砲用防災資機材等以外のものを備え付けることにより前項の基準に適合するときを含む。)は、当該大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けることを要しない。

(泡消火薬剤の量に係る特例)

第十九条の二の二 [令第十四条第三項](#) の規定により泡消火薬剤を備え付けた自衛防災組織で、[同条第一項](#) の規定の適用を受けるものについては、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を減ずるものとする。

一 [令第十四条第一項](#) 本文の規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならない泡消火薬剤の量

二 [令第十四条第三項](#) の規定により当該自衛防災組織に備え付けた泡消火薬剤の量(当該量が前号の量を上回る場合には、前号の量)

(送泡設備用泡消火薬剤)

第十九条の三 [令第十四条第三項](#) の総務省令で定める泡消火薬剤は、次に掲げる要件に該当するふつ素たん白泡消火薬剤又は水成膜泡消火薬剤とする。

一 ふつ素たん白泡消火薬剤にあつては[泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令](#)(昭和五十年自治省令第二十六号)[第二条第二号](#) に掲げるたん白泡消火薬剤に、水成膜泡消火薬剤にあつては[同条第四号](#) に掲げる水成膜泡消火薬剤に適合するものであること。

二 泡放出口から放出した泡が石油の表面に浮上した場合において、消火の機能を有効に発揮するものであること。

(大容量泡放水砲用泡消火薬剤)

第十九条の四 [令第十四条第五項](#) の総務省令で定める泡消火薬剤は、[消防法施行令第三十七条第一項第三号](#) に規定する泡消火薬剤のうち、次に掲げる要件に該当するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

一 大容量泡放水砲に適し、かつ、耐油汚染性、耐火性、耐密封性等の性能を有していること。

二 大容量泡放水砲から放出した泡が、消火の機能を有効に発揮するものであること。

(大型化学高所放水車による代替措置)

第二十条 [令第十六条第二項](#) の大型化学消防車で、高所から放水できる性能を有するものとして総務省令で定めるものは、第十八条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項の規定に該当する消防ポンプ自動車とする。

2 [令第十六条第二項](#) ([令第二十条第一項第五号](#) において準用する場合を含む。)の総務省令で定める要件は、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型化学消防車、大型高所放水車、甲種普通化学

消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて、大型化学高所放水車を使用することによつて支障なく消火活動ができることとする。

(普通泡放水砲による代替措置)

第二十条の二 [令第十六条第三項](#) の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

- 一 泡を放射する筒先の基部における圧力が〇・七メガパスカルの場合において、毎分四千リットル以上放水できるものであること。
- 二 消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させる能力を有するものであること。
- 三 容易に移動させることができるものであること。
- 四 泡を放射する筒先は、方向及び角度を操作できるものであること。
- 五 泡を放射する筒先及びその周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていること。

2 [令第十六条第三項](#) ([令第二十条第一項第五号](#) において準用する場合を含む。) の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 毎分九百リットルに当該自衛防災組織に備え付けている普通泡放水砲の数を乗じて得た放水能力に総放水能力(第十一条第二項の規定により大容量泡放水砲用屋外給水施設を兼ねる場合にあつては、総放水能力と自衛防災組織の基準放水能力とを合算した放水能力)を加算した放水能力により百二十分継続して放水することができる量の水を供給することができる消防車用屋外給水施設が設置されていること。
- 二 当該特定事業所にあるすべての屋外貯蔵タンク(第十八条の二の規定に該当する屋外貯蔵タンクでその直径が五十メートル以上のもの及びその他の屋外貯蔵タンク(浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるものを除く。))でその直径が三十四メートル以上([消防法](#) 別表第一に掲げる第三石油類又は第四石油類を貯蔵するものにあつては、五十メートル以上)のものに限る。次号において同じ。)に、普通泡放水砲から建築物等に遮蔽されることなく泡水

溶液を放水することができ、消火の機能を有効に発揮する泡を当該タンク内に到達させることができること。

三 前二号に定めるもののほか、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置、通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型高所放水車に代えて、普通泡放水砲を使用することによつて支障なく消火活動ができること。

- 3 [令第十六条第三項第二号](#)（[令第二十条第一項第五号](#) において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一条 [令第十五条](#) の総務省令で定める可搬式放水銃等は、次の表の上欄に掲げるものとし、[同条](#) の総務省令で定める数は、当該自衛防災組織に備え付けられた防災資機材等の同表の中欄に掲げる区分に応じ、当該防災資機材等各一台又は各一基につき同表の下欄に定める数とする。ただし、同表の上欄中可搬式泡放水砲については、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置及び通路の状況等を勘案して、当該屋外貯蔵タンクに係る火災が発生した場合にも、当該可搬式泡放水砲を用いなくても有効な消火活動ができるものと市町村長等が認めた場合は、この限りでない。

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一・〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	大型化学高所放水車 大型高所放水車	一基

放水砲		
筒先基部圧力が 一・〇メガパスカル の場合において毎 分二千リットル以 上の泡水溶液を放 水できる可搬式泡 放水砲	普通高所放水車	一基
可搬式放水銃	甲種普通化学消防車(令第九条及び第十五 条の規定により当該自衛防災組織に備え付 けるべきもの(当該特定事業所に送泡設備 付きタンクがある場合には、当該特定事業所 に当該送泡設備付きタンクがないものとみな したときに令第九条及び第十五条の規定に より備え付けるべきもの)に限る。) 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車	一基
耐熱服	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	一着

	大容量泡放水砲	一着に当該大容量可搬式泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ 一台につき一着を加算した数
空気呼吸器又は酸素呼吸器	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	一個
	大容量泡放水砲	一個に当該大容量可搬式泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ 一台につき一個を加算した数

(固定放射設備等による代替措置)

第二十一条の二 特定事業者は、その特定事業所で[令第八条](#) から[第十二条](#) まで、第十四条及び第十五条の規定により備え付けべき防災資機材等によつて有効

な防災活動を実施することが期待できないと認められるものにおいて、必要な範囲内で、当該防災資機材等に代えて、固定放射設備又は消防艇並びに泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を次項から第五項までに定めるところに従い防災上有効に設置したものとして、[令第十六条第一項](#)の規定による認定を受けた場合には、当該認定に係る代替措置の限度内において、[令第八条](#) から[第十二条](#) まで、第十四条及び第十五条の規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。

2 前項の固定放射設備は、次に掲げる要件に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められるものでなければならない。

一 屋外貯蔵タンクで[令第八条第一項](#)の表の第一欄から第三欄までに掲げる区分に該当するものについては、当該区分に応じ、同表の第四欄に定める台数に一を加えた数に対応する基数の放射塔から、同時に、それぞれ毎分三千リットル以上の泡を放射することができること。

二 第四類危険物を貯蔵し、又は取り扱う工作物については、有効射程内で、かつ、有効な放射角度をなす位置（浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの及び浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のもので浮きぶたの甲板が金属材料で造られ、かつ、浮きぶたの浮力が浮きによる構造の浮きぶたを有するものにあつては少なくとも二方向以上、その他の屋外貯蔵タンクにあつては少なくとも三方向以上のそれぞれ当該屋外貯蔵タンクに対して相互におおむね等角度をなす位置）から、少なくとも毎分千リットル以上の放水能力をもつて有効量の泡を放射することができること。

三 可燃性の高圧ガスを処理する工作物については、有効射程内で、かつ、有効な放射角度をなす位置から、少なくとも毎分千リットル以上の放水能力をもつて有効量の放水をすることができること。

四 地震動、爆風圧、放射圧等によつて倒壊し、又は故障するおそれのない構造であること。

五 消火栓を有すること。

- 3 第八条から第十一条まで、第十八条第一項第二号並びに第二項第三号及び第四号並びに[令第十四条第一項](#) 及び[第二項](#) 並びに[第十五条](#) の規定は、第一項の固定放射設備を設置する場合に準用する。
- 4 第二項、第十八条第一項第二号並びに第二項第三号及び第四号並びに[令第十四条第一項](#) 及び[第二項](#) 並びに[第十五条](#) の規定は、第一項の消防艇を設置する場合に準用する。
- 5 特定事業者は、その特定事業所に第一項の固定放射設備又は消防艇を設置する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、次に定めるところにより、災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる防災要員を置いていなければならない。
- 一 固定放射設備を設置する場合 [令第八条](#) から[第十条](#) まで及び[第十六条第四項](#) の規定により備え付けなければならないものとされる大型化学消防車等の代替する台数に二を加えた数の人員
- 二 消防艇を設置する場合 当該消防艇各一隻につき[令第七条第一項第十号](#) に規定する乗組船舶職員のほか二名
- (オイルフェンスの規格)

第二十二条 [令第十七条第一項](#) の総務省令で定める規格は、次のとおりとする。

- 一 寸法が、海面上の高さ三十センチメートル以上で海面下の深さ四十センチメートル以上のものであり、かつ、接続部の高さが八十センチメートルであること。
- 二 接続部の形式は、重ね合わせファスナ式であること。
- 三 単体の長さは、原則として二十メートルであること。
- 四 単体の長さ方向の引張強さは、三千キログラム以上であること。
- 五 防油壁の主材料の引張強さは、一センチメートルにつき三十キログラム以上であること。
- 六 使用状態において耐油性及び耐水性を有すること。
- 七 材質は、通常の保管状態において変化しにくいものであること。
- (オイルフェンス展張船の展張能力及び隻数)

第二十三条 [令第十七条第一項](#)の規定により備え付けなければならないオイルフェンス展張船は、一隻又は二隻以上のオイルフェンス展張船で、[同項](#)の規定により備え付けなければならないオイルフェンスを一時間以内に展張する能力を有するものとする。

(油回収船及び油回収装置)

第二十三条の二 [令第十八条第二項](#)の油回収装置を積載して海面に流出した石油の回収の用に供することができる船舶で総務省令で定めるもの(以下「補助船」という。)は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

- 一 石油の回収を行うために必要な大きさ及び構造を有すること。
- 二 自力で推進することができること。

2 [令第十八条第一項](#)の規定により備え付けなければならない油回収船又は油回収装置は、消防庁長官が定める条件の下において、次に掲げる要件に該当する石油の回収能力を有するものとする。

- 一 油回収船のみを備え付ける場合にあつては一隻又は二隻以上の油回収船で、油回収装置のみを備え付ける場合にあつては一又は二以上の油回収装置で、油回収船及び油回収装置を備え付ける場合にあつては一隻又は二隻以上の油回収船及び一又は二以上の油回収装置で、毎時三十キロリットル以上の速さで石油を回収することができること。
- 二 油回収船は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 自力で推進することができること。
 - ロ 石油を回収する速さに応じた石油の貯蔵及び移送を行うことができること。
 - ハ 固形浮遊物の混在する石油を回収することができること。
- 三 油回収装置は、補助船と一体となつて前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

(自衛防災組織の現況についての届出)

第二十四条 [法第十六条第五項](#)の規定による届出は、当該自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けた日又はその防災要員の数若しく

は防災資機材等の数量に変更があつた日から七日以内に様式第五の届出書によつてしなければならない。

第二節 防災管理者等の届出及び防災規程

(防災管理者等の届出)

第二十五条 [法第十七条第六項](#)の規定による届出は、当該防災管理者又は副防災管理者の選任又は解任の日から七日以内に、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(防災規程)

第二十六条 [法第十八条第一項](#)の防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事。
- 二 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事。
- 三 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関する事。
- 四 自衛防災組織の編成に関する事。
- 五 防災要員に対する防災教育の実施に関する事。
- 六 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事。
- 七 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事。
- 八 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事。
- 九 出火、石油等の漏えいその他の異常な現象が発生した場合における特定事業所の事業実施の統括管理者による消防機関への通報に関する事。
- 十 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事。
- 十一 特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事。
- 十二 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事。

十三 災害の現場において市町村長(特別区の存する区域においては、都知事。)

又はその委任を受けた市町村(特別区の存する区域においては、都。)の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。

十四 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、特定事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項

2 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務(以下「自衛防災業務」という。)の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該特定事業所の防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。

3 [大規模地震対策特別措置法](#)(昭和五十三年法律第七十三号)[第三条第一項](#)の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域(以下「強化地域」という。)に所在する特定事業所([同法第六条第一項](#)に規定する者が設置するものを除く。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 [大規模地震対策特別措置法第二条第三号](#)に規定する地震予知情報及び[同条第十三号](#)に規定する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の伝達に関すること。

二 警戒宣言が発せられた場合における避難に関すること。

三 警戒宣言が発せられた場合における防災のための施設、設備又は資機材等の整備及び点検その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。

四 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。

五 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。

4 強化地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

5 [南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法](#)（平成十四年法律第九十二号）[第三条第一項](#)の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（[同法第五条第一項](#)に規定する者が設置するものを除き、[同法第二条第二項](#)に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として[同法第四条第一項](#)に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。）の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- 二 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- 三 南海トラフ地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること。

6 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

7 [日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法](#)（平成十六年法律第二十七号）[第三条第一項](#)の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する特定事業所（[同法第六条第一項](#)に規定する者が設置するものを除き、[同法第二条第一項](#)に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として[同法第五条第一項](#)に規定する日本海

溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に關すること。
 - 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に關すること。
 - 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に關すること。
- 8 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する特定事業所の防災規程については、当該指定のあつた日から六月以内に、前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 9 [法第十八条第一項](#)の規定による届出は、当該防災規程を定め、又はこれを変更した日から七日以内に、様式第七による届出書によつてしなければならない。

第三章 共同防災組織

(共同防災組織における大容量泡放水砲用防災資機材等の備付けに係る基準)

- 第二十六条の二** [令第二十条第一項第二号](#) の総務省令で定める基準については、第十九条の二第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「当該自衛防災組織」とあるのは「当該共同防災組織」と、「当該特定事業所」とあるのは「すべての構成事業所」と読み替えるものとする。

(省力化に資する装置又は機械器具)

- 第二十六条の二の二** [令第二十条第一項第四号](#) イの防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、第十七条の二の二第一項各号に規定するものとする。

- 2 [令第二十一条第一項第三号](#) イの防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものは、第十七条の二の二第一項第二号から第四号までに規定するものとする。

(構成事業所の要件及び防災要員)

第二十六条の三 [令第二十条第一項第四号](#) イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者のうちに、その構成事業所の自衛防災組織に[令第八条](#) から[第十一条](#) まで及び[第十六条第二項](#) の規定により防災資機材等を備え付けなければならないものとされる者があるときは、各構成事業者の構成事業所のすべてが第十七条の三第一項各号に掲げる防災資機材等ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、[令第二十条第一項第四号](#) イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第二項各号に定める人数とする。

2 [令第二十一条第一項第三号](#) イに規定する総務省令で定める要件は、構成事業者が、その構成事業所の自衛防災組織に[同項第一号](#) の規定により甲種普通化学消防車を備え付けなければならない場合には、第十七条の三第一項第五号又は同項第六号に掲げる甲種普通化学消防車ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。この場合において、[令第二十一条第一項第三号](#) イの総務省令で定める防災要員の人数は、第十七条の三第二項第五号又は同項第六号に定める人数とする。

（大型化学消防車及び甲種普通化学消防車の台数に係る特例）

第二十六条の四 第十八条の三の規定は、[令第二十条第一項第一号](#) ロの規定により大型化学消防車又は甲種普通化学消防車を備え付けた共同防災組織で、[同号](#) イ又はハの規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において、第十八条の三第一項第一号中「[令第八条第一項](#) 本文」とあるのは「[令第二十条第一項第一号](#) イ」と、[同項第二号](#) 中「[令第八条第二項](#) 」とあるのは「[令第二十条第一項第一号](#) ロ」と、[同条第二項第一号](#) 中「[令第九条](#) 本文」とあるのは「[令第二十条第一項第一号](#) ハ」と、[同項第二号](#) 中「[令第八条第二項](#) 」とあるのは「[令第二十条第一項第一号](#) ロ」と読み替えるものとする。

（泡消火薬剤の量に係る特例）

第二十六条の五 第十九条の二の二の規定は、[令第二十条第一項第三号](#) ロの規定により泡消火薬剤を備え付けた共同防災組織で、[同号](#) イの規定の適用を受けるものについて準用する。この場合において、第十九条の二の二第一号中「[令第十四条第一項](#) 本文」とあるのは「[令第二十条第一項第三号](#) イ」と、[同条第二号](#) 中

「[令第十四条第三項](#)」とあるのは「[令第二十条第一項第三号](#) ロ」と読み替えるものとする。

（共同防災組織における大容量泡放水砲等に係る防災要員）

第二十六条の六 共同防災組織に対する第十七条の二の適用については、同条中「自衛防災組織」とあるのは「共同防災組織」と、同条第三号中「大容量泡放水砲用屋外給水施設」とあるのは「構成事業所ごとの大容量泡放水砲用屋外給水施設」と、「人数」とあるのは「人数のうち最も多い人数」とする。

（可搬式放水銃等の備付け）

第二十七条 [令第二十一条第一項第二号](#) ロの総務省令で定める数は、次の各号に掲げる可搬式放水銃等につき、当該各号に定める数とする。

- 一 可搬式放水銃 一基
- 二 耐熱服 一着
- 三 空気呼吸器又は酸素呼吸器 一個

（共同防災規程）

第二十八条 [法第十九条第二項](#) の共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関すること。
- 二 防災要員の職務に関すること。
- 三 共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- 四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。
- 五 共同防災組織の編成に関すること。
- 六 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- 七 共同防災組織の防災訓練の実施に関すること。
- 八 共同防災組織及び構成事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
- 九 防災資機材等の点検に関すること。

- 十 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における共同防災組織の防災活動に関すること。
- 十一 構成事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- 十二 共同防災組織とその構成事業所の自衛防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関すること。
- 十三 構成事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
- 十四 共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項

- 2 共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な当該共同防災組織の業務(以下「共同防災業務」という。)の全部又は一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該共同防災組織に係る共同防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該共同防災業務の受託者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の行う共同防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。

(共同防災組織についての届出)

- 第二十九条** [法第十九条第三項](#)の規定による届出は、当該共同防災組織を設置し、又はその届け出た事項に変更があつた日から七日以内に、様式第八の届出書によつてしなければならない。

第四章 広域共同防災組織

(広域共同防災規程)

- 第三十条** [法第十九条の二第三項](#)の広域共同防災規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 広域共同防災組織を指揮し、監督する者の職務に関すること。
- 二 防災要員の職務に関すること。

- 三 広域共同防災組織を指揮し、監督する者又は防災要員が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
 - 四 防災要員の配置及び防災資機材等の備付けに関すること。
 - 五 防災資機材等の輸送に関すること。
 - 六 広域共同防災組織の編成に関すること。
 - 七 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
 - 八 広域共同防災組織の防災訓練の実施に関すること。
 - 九 広域共同防災組織及び広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
 - 十 防災資機材等の点検に関すること。
 - 十一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域共同防災組織の防災活動に関すること。
 - 十二 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の各施設地区内の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
 - 十三 広域共同防災組織とその広域共同防災組織を設置している各特定事業所の自衛防災組織及び当該各特定事業所に係る共同防災組織との防災活動に関する連絡調整等の関係に関すること。
 - 十四 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
 - 十五 広域共同防災規程に違反した防災要員に対する措置に関すること。
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、広域共同防災組織が行うべき業務並びに防災要員及び防災資機材等に関し必要な事項
- 2 広域共同防災組織を設置している特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な当該広域共同防災組織の業務(以下「広域共同防災業務」という。)の全部又は一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該広域共同防災組織に係る広域共同防災規程に、前項各号に掲げる事項のほか、当該広域共同防災業務の受

託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う広域共同防災業務の範囲及び実施方法を定めなければならない。

（広域共同防災組織についての届出）

第三十一条 [法第十九条の二第四項](#)の規定による届出は、当該広域共同防災組織を設置し、又はその届け出た事項に変更があつた日から十日以内に、様式第八の二の届出書によつてしなければならない。

（広域共同防災組織における大容量泡放水砲用防災資機材等の備付けに係る基準）

第三十二条 [令第二十三条第一号](#)の総務省令で定める基準については、第十九条の二第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「当該自衛防災組織」とあるのは「当該広域共同防災組織」と、「当該特定事業所」とあるのは「当該広域共同防災組織に係るすべての特定事業所」と読み替えるものとする。

（広域共同防災組織における大容量泡放水砲等に係る防災要員）

第三十二条の二 広域共同防災組織に対する第十七条の二の適用については、同条中「自衛防災組織」とあるのは「広域共同防災組織」と、「市町村長等」とあるのは「関係市町村長等の意見を聴いて都道府県知事等（[法第十九条の二第四項](#)の都道府県知事等をいう。）」と、[同条第三号](#)中「大容量泡放水砲用屋外給水施設」とあるのは「当該広域共同防災組織に係る各特定事業所ごとの大容量泡放水砲用屋外給水施設」と、「人数」とあるのは「人数のうち最も多い人数」とする。

消防地第124号
52立局第466号
建設省都防発第62号
昭和52年7月22日

関係都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長
通商産業省立地公害局長
建 設 省 都 市 局 長

石油コンビナート等災害防止法の運用について

石油コンビナート等に関し、消防法（昭和23年法律第186号）、高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）その他の個別法と相まって災害の発生及び拡大の防止等のための総合的施策の推進を図るため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）が施行され、同法に基づく石油コンビナート等防災本部の設置及び石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の指定をみて、管下特別防災区域に係る防災体制の確立に御尽力いただいているところであるが、同法の運用に関して、下記の事項に留意されたい。なお、管下市町村に対しては、貴職より遺憾のないよう御指導願いたい。

記

第1 一般的事項

- 1 特別防災区域及び特定事業所等の要件に係る石油の貯蔵・取扱量及び高压ガスの処理量の算定方法については、本法の定めによるほか、消防法及び高压ガス取締法の例によるものであること。（法第2条関係）
- 2 1の特定事業所の範囲は、一体として事業活動の用に供されている一定地域に集結した施設の総体をもって認定すべきものであり、次のような場合には、複数の工場等を合せて1の事業所と認めて差し支えないものであること。（法第2条第6号関係）
 - （1） 1の事業組織の下で共通の事業活動の用に供されている工場等において、主たる工場等と従たる工場等が走行距離1キロメートル未満の近接した場所にある場合及び当該距離がおおむね1・5キロメートル程度までの範囲であって、交通事情等も勘案して一定地域に集結していると判断される場合
 - （2） 共通の構内に集結した工場等において、相互に緊密な関係を有する複数の事業組織の下に一体的な事業活動が行われており、かつ、非常時における各工場等の設備の緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属することが文書等により明定されている場合

第2 新設等の届出、指示等に関する事項

- 1 法第2章の規定の適用を受ける第一種事業所に対する消防法第11条第1項又は高

圧ガス取締法第5条第1項若しくは第14条第1項の規定に基づく許可は、同章の規定による届出に係る計画を前提とすべき新設等に係る施設については、指示期間の満了等に係る日までは行えないものであるので、申請の受理の際に、この点を確認すること。(法第9条関係)

- 2 前項の施設については、消防法又は高圧ガス取締法による完成検査の際に当該届出に係る計画への適否を併せて検査し、法第11条の規定に基づく完了届け及び確認を要しないこととされているので留意すること。(法第9条関係)

第3 特定事業者に係る災害予防に関する事項

- 1 自衛防災組織及び共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の防災要員は、必ずしも全員が実働消防業務に常時専従することを要するものではないが、指揮者及び機関員を中心として、非常時に直ちに有効な消防活動を実施し得る能力及び体勢を有することが客観的に認められる者をもって構成しなければならないが、また、委託等の方法による場合には、自衛防災組織等として有効な体制が確保されることが消防当局においても認め得るものでなければならないこと。(法第16条第3項関係)
- 2 自衛防災組織等に備え付けるべき防災資機材等は、常備されていて、いかなる非常時にも直ちに有効に使用し得ると認められるものであれば、必ずしも特定事業者が所有するものである必要はないこと。(法第16条第4項関係)
- 3 第1種事業所については、当該事業所における事業の実施を統括管理する事業所長等を防災管理者として充てるほか、副防災管理者としては、実際に、防災管理者に代わって事業所全体の防災業務を統括し得る立場と能力を有すると認められる者を選任する必要があること。(法第17条関係)
- 4 防災規程は、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等による防災に関する規程類とも十分に調整をとり、総合的な防災体制の確立に資するよう整備すべきものであること。(法第18条関係)
- 5 共同防災組織は、特定事業所における消防業務の基幹となる部分を自衛防災組織に代って遂行すべき重大な責務を有するものであるもので、その設置については、海上防災につき別個に組織することがやむを得ない場合のほか、一般には、おおむね直径5キロメートル程度の範囲を目途としつつ、当該地域における特定事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して、できる限り総合的かつ効率的に実効ある共同防災組織の編成が行われるよう積極的に指導すること。(法第19条関係)
- 6 石油コンビナート等特別防災区域協議会は、複数の特定事業所が所在する特別防災区域については全て設置するように努めなければならないものとされているが、隣接する特別防災区域においては、共同して設置しても差し支えないものであり、また、特定事業者のみで構成する必要もないものであること。(法第22条関係)

第4 災害応急措置に関する事項

災害の発生については、従来から消防法に基づいて消防当局に通報しなければならないこととされていたが、特定事業所に関しては、異常現象と認められるものを全てを

直ちに通報せしめることとし、これを刑罰規定をもつて担保したのは、消防当局において出場の要否、関係機関の出動を要請する２次的緊急通報の要否等を客観的に判断することが必要と考えられたためであるので、この趣旨に則り、迅速な通報の励行と事態に即応する弾力的な応急活動体制の整備を図ること。（法第２３条関係）

第５ 石油コンビナート等防災本部及び防災計画に関する事項

- １ 特別防災区域に係る防災対策の推進については、従来、災害対策基本法に基づく地方防災会議が総合的地域防災対策の一環として所掌し、地域防災計画を作成していたところであり、特別防災区域の指定及び石油コンビナート等防災本部の設置に伴い、特別防災区域に係る防災対策は、同本部が所掌し、石油コンビナート等防災計画を作成することとなったが、その作成に当たっては、一般地域に係る地域防災計画等と矛盾阻齟を生ずることのないよう配慮すべきこと。（法第３１条関係）
- ２ 石油コンビナート等防災計画は、必ずしも特別防災区域内の対策のみについて作成することを意味するものではなく、当該区域に起因する事故等に関しては、周辺地域にわたる対策をも含むものであること。（法第３１条関係）

第６ 緑地等の設置に関する事項

本法第６章の規定は、特別防災区域に係る防災対策としての緑地等の整備に関する国の財政責任及び第１種事業者に係る原因者負担の原則を明らかにしたものであるが、同章の規定に基づいて整備する緑地等の設置に関しては、次によること。

- （１） 緑地等の設置に関する計画は、当該特別防災区域に係る危険物等の分布状況、隣接地域の状況等を勘案して、周辺市街地の安全確保に十分有効に機能するよう作成すること。（法第３３条関係）
- （２） 緑地等の設置に係る事業者負担については、第１種事業者に負担させることができる負担金の総額の設置費用に対する割合が３分の１と法定されているところであるが、負担額の配分等に関しては、緑地等の設置に関する計画の作成に当たって、法定の基準に則り、関係事業者と事前に調整すること。（法第３４条関係）

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁地域防災課長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する
省令の一部を改正する省令の運用について

昭和61年8月13日に公布された石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（昭和61年自治省令第18号。以下「改正省令」という。）の施行については、既に消防庁次長より通知されたところであるが、改正省令に係る防災規程及び共同防災規程の記載に関する要領等を下記のように定めたので、その適正な運用を期せられたい。

なお、貴管下市町村に対しても、この旨示達され、よろしく指導されるようお願いする。

1 防災規程及び共同防災規程に関すること

- (1) 自衛防災組織が行う防災業務（「特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務」をいう。以下同じ。）の一部又は共同防災組織が行う防災業務の全部若しくは一部が、当該自衛防災組織又は共同防災組織を設置している特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合には、防災業務の適切な執行を確保するため、改正省令により所要の事項を防災規程又は共同防災規程に定めなければならないこととされたが、この場合に所要の事項を定める必要があるのは、次のいずれかの業務を委託している場合であること。

ア 施設等の監視等による異常現象の発見、通報、連絡に係る業務

イ 災害発生時の防災活動等に係る業務

したがって、防災資機材等の点検、整備だけを委託している場合等には、特に委託に係る事項を定める必要はないこと。なお、同一の者に上記ア又はイの業務のほか、防災資機材等の点検、整備等の防災業務を委託している場合には、上記ア又はイ以外の防災業務についてもその旨記載する必要があること。

また、特定事業者が事業所の業務すべてを委託し、その受託者に直接雇用される者により防災業務が行われる場合にも、改正事項の適用はないこと。

- (2) 改正省令により、防災規程又は共同防災規程に記載することとなつた事項（以下「新記載事項」という。）の具体的内容については、別添の様式例及び記載要領を参考とし、新記載事項をできるだけ別葉（別添様式例参照）に記載して届け

出るよう指導すること。

この場合、既提出済の防災規程又は共同防災規程に係るものについては、変更届出として受理すること。

2 防災業務の委託者の指導に関すること

防災業務を委託しようとする特定事業所又は共同防災組織の特定事業者、防災管理者等に対して防災業務の円滑な実施が図られるよう指導するにあたっては、「共同防災組織等の防災体制の充実について」（昭和61年6月9日付消防地第134号）別添報告書第4章「業務委託を行う上での留意事項」を参考にすること。

3 経過措置

改正省令の施行日である昭和61年9月1日現在で、改正前の石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「施設省令」という。）第26条又は第29条の規定により届け出られている防災規程又は共同防災規程は、昭和62年3月31日までの間は、それぞれ、改正省令による改正後の施設省令第26条又は第29条の規定により届け出られたものとみなされるが、この間に、防災業務を委託している場合において、既に届け出られている防災規程又は共同防災規程を変更する場合には、新記載事項を定めたうえで変更の届出を行わなければならないので注意を要すること。

（様式例）

防災業務の委託状況（昭和 年 月 日現在）

記入する必要がない。

- 4 「受託者の行う防災業務の範囲」の欄においては、該当する事項について、□内に「レ」印を付けること。
- 5 「常駐」とは、原則として当該特定事業所の敷地内に防災要員が駐在することをいう。ただし、海上防災に係る防災要員の「常駐」には、当該特定事業所に近接する海域又は陸域に駐在する場合を含むものとする。「駆付」とは、防災業務にあたる防災要員のなかで「常駐」するもの以外のものをいう。
- 6 「常駐」及び「駆付」の欄には、「平日昼間」、「夜間・休日」それぞれの一直当たりの防災要員数のなかで委託により防災要員となつている者の数を記入すること。
- 7 「法定要員」の欄には、法令上定められている一直当たりの防災要員の数を記入すること。
- 8 「主たる駐在場所」の欄には、駆付防災要員が主として駐在する場所を記載すること。
- 9 「駆付時間」の欄には、駆付防災要員がその駐在場所から当該特定事業所の敷地内に到着するまでの最短時間と最長時間を記載すること。

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

防災要員教育訓練指針について

石油コンビナート等特別防災区域における防災対策については、常々御尽力頂いているところである。

また、特別防災区域における防災体制のより一層の充実を図るための方策等については、当庁に「石油コンビナート等防災体制検討委員会」等を設置し検討を進めているところである。

今般、当検討委員会における検討結果を踏まえ、特定事業所の自衛防災組織又は共同防災組織の構成員である防災要員等が適切な防災活動を行うために必要とする災害の発生又は拡大の防止等に係る知識、技術に関する事項を「防災要員教育訓練指針」（以下「指針」という。）として別添のとおりとりまとめたので、下記の事項に留意し執務上の参考とされたい。

おつて、貴管下関係市町村に対しても、この旨通知のうえよろしく御指導願いたい。

記

- 1 指針は、防災要員等が適切な防災活動を行ううえで必要となる災害の発生又は拡大の防止等に係る知識、技術等に関する教育及び訓練の標準的な内容を全て網羅したものである。

従つて、本指針の活用にあつては、各事業所の形態等に応じて、指針に掲げた教育訓練の内容から必要とすべき事項を取捨選択することが必要である旨の周知を図られたいこと。

- 2 石油コンビナート等災害防止法第 1 8 条に基づく防災規程の策定あるいは、当該防災規程に基づく防災要員に対する防災教育及び自衛防災組織の防災訓練の計画の立案、実施等に当たつては、指針を活用するよう指導されたいこと。

- 3 模擬タンク、模擬プラント等で危険物等を実際に燃焼させ、火災の状況の体験及び防災資機材を使用した消火訓練については、火災件数が減少し、火災を経験することが少なくなつた現在では、益々不可欠なものとなつている。

従つて、実消火訓練を行うことのできる設備、施設等の整備を図ることが急務とされ

ている。

このような状況を踏まえ、現在「石油コンビナート等防災体制検討委員会」の指摘等を踏まえ、その方策について、関係者等と検討を進めているところであるので念のため申し添える。

指針〔略〕

東京消防庁・各指定都市消防長 殿

石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について（通知）

記

第一 自衛防災組織に関する事項

1 大容量泡放水砲用屋外給水施設

令第13条第1項により大容量泡放水砲を備え付けなければならない場合には、当該自衛防災組織に大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置しなければならないこととされたが、次のことに留意すること。（省令第7条第2号関係）

- （1）自衛防災組織の基準放水能力により、120分継続して送水することができる量の水を大容量泡放水砲用防災資機材等により常時有効に120分継続して取水することができる河川等がある場合で市町村長等が適当と認めたときは、大容量泡放水砲用屋外給水施設を設置しているものとみなしたこと。市町村長等が適当と認めたときとは、河川等の水利、取水場所の状況等から判断して、当該河川等を消火栓等の代替として用いることが困難でない場合である。なお、河川等とは、河川、海、湖沼などである。（省令第12条第2項第1号関係）
- （2）消防車用屋外給水施設にポンプ等の増設を行い、当該給水施設の消火栓から大容量泡放水砲用防災資機材等により有効に取水でき、かつ、総放水能力と自衛防災組織の基準放水能力とを合算した放水能力を有する給水施設については、当該給水施設を消防車用屋外給水施設と大容量泡放水砲用屋外給水施設として兼用して使用することができるものであること。（省令第11条第2項関係）
- （3）既に設置されている消防車用屋外給水施設と大容量泡放水砲用防災資機材等により常時有効に取水することができる河川等から自衛防災組織の基準放水能力と総放水能力を合算した能力により120分継続して放水することができる量の水を常時供給することができる場合にあっては、大容量泡放水砲用屋外給水施設が設置されているものとみなすものであること。（省令第12条第3項関係）
- （4）その他、屋外給水施設に関する兼用・代替の規定の一覧を別紙1に示す。

2 防災要員

- （1）特定事業者は、特定事業所の自衛防災組織に大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動を統括する1人の防災要員を置くこととしたこと。（令第7条第3項第1号関係）

これは大容量泡放水砲等により防災活動を行う場合、有効な泡放射方法、砲の配置位置や放射角度の選択等に関して専門的な知識を有する者が必要であり、また、大容量泡放水砲から泡水溶液を適切に放水するためには、これら进行操作する防災要員全体を統括

する者が必要であることから定めたものである。大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等が複数の場合、統括する防災要員は1人でよいが、大容量泡放水砲等の配置状況等により必要と考えられる場合は、補助をする要員を置くよう指導すること。

なお、当該統括する防災要員にあつては、大容量泡放水砲等に十分習熟した者をもって充てるよう指導すること。

- (2) 大容量泡放水砲の操作を行う防災要員として大容量泡放水砲各1基につき1人の防災要員を置くこととしたこと。(令第7条第3項第2号関係)

なお、導入する大容量泡放水砲の操作が1人では支障がある場合は、当該防災要員の補助をする要員を置くよう指導すること。

- (3) 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を円滑かつ的確に行うためポンプ、混合装置の操作及びホースの監視等に必要な次のアからウまでに定める防災要員を置くこととしたこと。(令第7条第3項第3号及び省令第17条の2関係)

これは、各特定事業所の施設配置等や導入する大容量泡放水砲等が多様となることから、大容量泡放水砲等の操作等に必要となる防災要員の人数を定めたものである。

ア 省令第19条の2第3項第1号に定めるポンプ：各1台につき2人

イ 省令第19条の2第3項第2号に定める混合装置：各1台につき2人

ウ 省令第19条の2第3項第3号に定めるホース：取水部分から浮き屋根式タンクまでホースを展張した場合における当該ホースの長さを200メートルで除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数の防災要員（取水部分及び浮き屋根式タンクが2以上ある場合は、各取水部分から各浮き屋根式タンクまでホースを展張することとした場合におけるそれぞれのホースの長さのうち最も長いホースの長さで算出した人数の防災要員）。

なお、取水部分とは、大容量泡放水砲用屋外給水施設を使用する場合にあつては当該屋外給水施設の消火栓の接続口とホースの結合部分を示し、河川等を代替する場合にあつては河川等に最も近いポンプとホースの結合部分を示すものである。

また、ホースを展張した場合とは、取水部分からホースを浮き屋根式タンクまで特定通路等に沿って展張する形で距離を算出するものとする。(別紙2、3及び4参照)

- (4) 大容量泡放水砲等に係る防災要員は、大容量泡放水砲等の設置の状況その他の事情を勘案して、市町村長等が適当と認めたときは、その人数を減ずることができることとしたこと。(省令第17条の2関係)

人数を減ずることができる場合としては、次のような場合が考えられる。

ア ポンプ、混合装置に置く防災要員：並列に配置される場合などで、規定された人数がいなくても、操作及び監視等が的確かつ安全にできる場合

イ ホースに置く防災要員：ホースを展張した場合、十分に見渡すことができる場合

- (5) 防災要員は災害が発生した場合に直ちに防災活動を行うことができる者をもって充てらるることとされていることから、おおむね十分で災害現場に到着できる態勢にあることが

必要とされ、また、災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること、事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること、設備等の緊急措置に係る要員でないことなどが必要である。

大容量泡放水砲等の移動及び設定を行う際に、上記の定められた防災要員で迅速かつ的確に行うことが困難な場合は、これら防災要員を補助する要員（以下「補助要員」という。）を置くことが必要となるが、これら防災要員及び補助要員は、既存の防災資機材等に必要な防災要員と兼ねることはできないものであること。

3 大容量泡放水砲

特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所に、浮き屋根式タンクで、その直径が3.4 m以上のものがある場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲を備え付けるものとしたこと。また、直径が6.0 m以上の浮き屋根式タンクがある場合には、大容量泡放水砲1基当たりの最低放水能力が毎分2万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲を備え付けることとしたこと。

また、次の表に掲げるとおりタンクの直径の区分（当該特定事業所に二以上の浮き屋根式タンクがあるときは、最も直径が大きい浮き屋根式タンクの直径の区分）に応じ、その放水能力の合計が同表に定める放水能力以上に相当する放水能力を有する大容量泡放水砲を備え付けるものとし、この場合における大容量泡放水砲は、泡を放射する筒先の基部における圧力が0.7メガパスカルで基準放水能力を放水できる性能であることとしたこと。

浮き屋根式タンクの直径	基準放水能力	砲1基当たりの最低放水能力
3.4 m以上 4.5 m未満	毎分10,000 ℓ	毎分10,000 ℓ
4.5 m以上 6.0 m未満	毎分20,000 ℓ	
6.0 m以上 7.5 m未満	毎分40,000 ℓ	毎分20,000 ℓ
7.5 m以上 9.0 m未満	毎分50,000 ℓ	
9.0 m以上 10.0 m未満	毎分60,000 ℓ	
10.0 m以上	毎分80,000 ℓ	

この場合、例えば直径6.0 mのタンクの場合に備え付ける大容量泡放水砲の放水能力を、毎分3万リットルと毎分1万リットルの組み合わせのものとして備え付けることは認められないものであること。（令第13条第1項、第2項及び省令第19条の2第2項関係）

また、大容量泡放水砲は泡を放射する筒先及びその周囲の部分を輻射熱から保護する措置が講じられていることとしているが、当該措置は、自衛噴霧装置の設置のほか、ポンプ又は消火栓等からホースを延長し砲へ噴霧注水することでも支障ないものであること。（省令第19条の2第1項第4号関係）

4 大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に大容量泡放水砲を備え付けなければ

ばならない場合には、次の（１）から（３）までの防災資機材等を備え付けることとしたこと。この場合、大容量泡放水砲等を該当する浮き屋根式タンク全てに設置する場合を想定し、大容量泡放水砲、ポンプ、混合装置にあつては最も多く使用する場合の基数及び台数を、ホースにあつては該当する全ての浮き屋根式タンクから各取水部分まで展張した場合において最も長い長さのホースを備え付けなければならないものであること。（別紙３参照）

（１）大容量泡放水砲用防災資機材等

大容量泡放水砲用屋外給水施設から大容量泡放水砲に必要な量の水を１２０分継続して取水することができ、適正な濃度の泡水溶液にすることができ、かつ、消火の機能を有効に発揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により大容量泡放水砲の筒先の基部まで１２０分継続して送水することができる資機材として、次のアからウまでの大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けることとしたこと。（令第１３条第３項及び省令第１９条の２第３項及び第４項関係）

ア ポンプ（水中ポンプ式のものを含む。）

ホース（消防法施行令第３７条第１項第４号に規定する消防用ホース）の使用圧を超えないポンプ（消防法施行令第４１条第１項第１号に規定する動力消防ポンプ）であること。（省令第１９条の２第３項第１号関係）

イ 混合装置

水と（２）の大容量泡放水砲用泡消火薬剤とを混合し、適正な濃度の泡水溶液にできるものであること。（省令第１９条の２第３項第２号関係）

ウ ホース

結合金具（消防法施行令第３７条第１項第６号に規定する結合金具）を両端に有し、その状態でホースの使用圧に十分耐えられるものであり、複数のホースを連結するときは、ホース同士が確実に結合できるものであること。（省令第１９条の２第３項第３号関係）

大容量泡放水砲用防災資機材等である上記ア、ウ及びエは検定対象機械器具等であり、各検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合しているもの（基準の特例に適合しているものを含む。）であること。

また、大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けないことができる場合（当該大容量泡放水砲用防災資機材等に代えて上記アからウまでに掲げる大容量泡放水砲用防災資機材等以外のものを備え付けることを含む。）は、例えばホースの代わりに配管を用い、直接大容量泡放水砲へ導く等の措置をとることをもって大容量泡放水砲用防災資機材等を備え付けていることと見なすような場合が考えられるが、その他備え付ける防災資機材等により適当に判断すること。（省令第１９条の２第５項関係）

（２）大容量泡放水砲用泡消火薬剤

当該自衛防災組織の基準放水能力により大容量泡放水砲が１２０分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けなければならないこととしたこと。この泡消火薬剤は、消防法施行令第３７条第１項第３号に

規定する泡消火薬剤のうち、大容量泡放水砲に適し、かつ、耐油汚染性、耐火性、耐密封性等の性能を有し、大容量泡放水砲から放出された泡が、消火の機能を有効に発揮するものであり、消防庁長官が定める告示に示す基準に適合する泡消火薬剤としたこと。

(令第14条第5項及び省令第19条の4関係)

(3) 可搬式放水銃等

大容量泡放水砲等を操作する防災要員の安全を確保するため、耐熱服1着並びに空気呼吸器又は酸素呼吸器1個を備え付けなければならないこととしたこと。また、ポンプが複数あるときは、大容量泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプ1台につき、1着又は1個を加算した数を備え付けなければならないものとしたこと。なお、耐熱服並びに空気呼吸器又は酸素呼吸器は、災害時において、迅速に使用できるものであれば、備え付ける場所については特に定めはないこと。(令第15条及び省令第21条関係)

5 その他

大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤等を移動、設定するため及びホースを展張するための必要な資機材を備え付け、また、それらに係る補助要員を置く必要があること。

第二 共同防災組織に関する事項

特定事業者に配備が義務付けられた大容量泡放水砲等及び防災要員について、共同防災組織で配備する場合の基準について、次の事項を追加したこと。

1 共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準等

(1) 大容量泡放水砲等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等

共同防災組織を設置している各特定事業者（以下「構成事業者」という。）は、共同防災組織を設置している各特定事業所（以下「構成事業所」という。）の各自衛防災組織のうち最も大きい基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、並びに当該大容量泡放水砲に必要な量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けなければならないこととしたこと。(令第20条第1項第2号、第3号ハ及び第5号関係)

大容量泡放水砲用防災資機材等は、構成事業者が構成事業所で大容量泡放水砲用防災資機材等の配備計画を作成することにより決定されるものであること。ただし、当該大容量泡放水砲用防災資機材等を構成事業所で共有する場合には、当該大容量泡放水砲用防災資機材等を共同防災組織に備え付けられた大容量泡放水砲用防災資機材等としなければならないこと。(令第20条第1項第2号関係)

また可搬式放水銃等にあっても、上記の場合において最も多く設置する大容量泡放水砲と大容量泡放水砲に他のポンプを介さずに結合されるポンプの数に必要な数を備え付

けること。(令第20条第1項第3号ニ関係)

(2) 防災要員

共同防災組織に大容量泡放水砲等を配備する場合は、大容量泡放水砲等における防災要員を置く必要があること。(令第20条第1項第4号ハ関係)

大容量泡放水砲等における防災要員は、共同防災組織に配備する大容量泡放水砲等の資機材により算出することとなる。(別紙4参照)

なお、共同防災組織における防災要員は、構成事業所における大容量泡放水砲等の設置の状況等を考慮し、これらの資機材等を支障なく運営ができる場合において、構成する特定事業所が存する全ての市町村長等が適当と認めたときは、その人数を減ずることができるものであること。

また、共同防災組織における防災要員は、構成事業所各々に置く場合と一括して置く場合が考えられるが、防災要員を各々の構成事業所に置く場合であっても、当該防災要員は共同防災組織の防災要員となること。

また、第一、2(5)及び5と同様に、大容量泡放水砲等の移動及び設定を行う際に、防災要員のみで迅速かつ的確に行うことが困難な場合は補助要員を置き、大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤等を移動、設定するため及びホースを展張するための必要な資機材を備え付け、また、それらに係る補助要員を置く必要があること。

(3) 構成事業所の自衛防災組織における大容量泡放水砲等及び防災要員

共同防災組織に構成事業所の自衛防災組織のうち最も大きい基準放水能力に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、及び当該大容量泡放水砲に必要な大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付け、大容量泡放水砲等に係る防災要員を置いている構成事業者にあつては、構成事業所の自衛防災組織に、大容量泡放水砲等及び当該大容量泡放水砲に必要な大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けず、大容量泡放水砲等に係る防災要員を置く必要はないものとしたこと。(令第21条第1項第4号関係)

これは、共同防災組織で全ての構成事業所に必要な大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けた場合のことをいうものであり、自衛防災組織と共同防災組織で合わせて自衛防災組織の基準放水能力を満たすような備付け方は認められないものであること。

2 その他

(1) 大容量泡放水砲等を備え付ける共同防災組織の範囲

共同防災組織を設置できるのは、従来おおむね直径5キロメートル程度の範囲を目途としていたが、大容量泡放水砲等を備え付ける共同防災組織は、一の特別防災区域内に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部が共同して設置した共同防災組織とすることができること。

(2) 大容量泡放水砲等を備え付ける特定事業者が共同して置く石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域協議会は、複数の特定事業所が所在する特別防災区域については全て設置するように努めなければならないとされているが、大容量泡放水砲を備え付けなければならない特定事業所が当該協議会の中に存在する場合は、新たに大容量泡放水砲等に関する業務を当該協議会にて行うよう努めさせること。また、当該協議会とは別に、大容量泡放水砲を備え付けなければならない特定事業所のみで、共同して新たな石油コンビナート等特別防災区域協議会を置いても差し支えないものであること。

第三 広域共同防災組織に関する事項

1 広域共同防災組織を設置することができる区域

法第19条の2による広域共同防災組織を設置することができる区域は、地理的条件、交通事情、災害発生のおそれ、特定事業所の集中度及び大容量泡放水砲等を設定するまでの時間的猶予、対象タンクの配置状況、やや長周期地震動による影響を勘案し、区域割を設定したこと。（令第22条第1項及び別表第3関係）

なお、大容量泡放水砲等を設置するまでの時間的猶予は、災害発生から大容量泡放水砲等の常置場所から広域共同防災組織を設置する最も遠い距離に所在する特定事業所の該当タンクまでにおいて概ね8時間である。

広域共同防災組織が設置できる区域は、次の表のとおりとされたこと。

第1地区	苫小牧地区、室蘭地区、上磯地区、知内地区（計4地区）
第2地区	むつ小川原地区、八戸地区、仙台地区、男鹿地区、秋田地区（計5地区）
第3地区	広野地区、いわき地区、鹿島臨海地区（計3地区）
第4地区	京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区（計2地区）
第5地区	京浜臨海地区、根岸臨海地区、久里浜地区、清水地区（計4地区）
第6地区	新潟東港地区、富山地区、新湊地区、福井臨海地区（計4地区）
第7地区	渥美地区、衣浦地区、名古屋港臨海地区、四日市臨海地区、尾鷲地区（計5地区）
第8地区	堺泉北臨海地区、岬地区、和歌山北部臨海中部地区、和歌山北部臨海南部地区、御坊地区（計5地区）
第9地区	東播磨地区、姫路臨海地区、赤穂地区、水島臨海地区、阿南地区、番の州地区、波方地区、菊間地区、松山地区（計9地区）
第10地区	江田島地区、能美地区、岩国・大竹地区、下松地区、周南地区、宇部・小野田地区、豊前地区、唐津地区、相浦地区、大分地区（計10地区）
第11地区	川内地区、喜入地区、志布志地区（計3地区）
第12地区	平安座地区、小那覇地区（計2地区）

2 広域共同防災組織が行う業務

広域共同防災組織が行うことができる業務は、特定事業者には配備が義務付けられた大容

量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務に限定されたこと。(令第22条第2項関係)

なお、当該業務の具体的な内容は、自衛防災組織で大容量泡放水砲を備え付けた場合に行う業務と同様、災害発生時において行うこれら防災資機材等を用いた防災活動（消火活動等）のみならず、その前提として必要となるこれらの防災資機材等の配備場所から災害現場への移動、設定等、平常時におけるこれらの防災資機材等に係る防災教育・訓練、日常点検や整備が含まれるものである。

3 広域共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準等

特定事業者が配備が義務付けられた大容量泡放水砲等及び防災要員について、広域共同防災組織で配備する場合の基準について、次の事項を定めたこと。

(1) 大容量泡放水砲等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等

広域共同防災組織を設置している各特定事業者は、広域共同防災組織を設置している各特定事業所の各自衛防災組織のうち最も大きい基準放水能力以上に相当する数の大容量泡放水砲を備え付け、並びに当該大容量泡放水砲に必要な量の大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備え付けなければならないこととしたこと。(令第23条第1号、第2号及び第5号関係)

また、大容量泡放水砲用防災資機材等、可搬式放水銃等の備え付けについては、共同防災組織を広域共同防災組織と、構成事業者（所）を広域共同防災組織を設置している各特定事業者（所）と読み替えた場合、第二、1（1）で記述した内容と同様であること。(令第23条第1号及び第3号関係)

(2) 防災要員

防災要員についても、(1)と同様、第二、1（2）で記述した内容と同様であること。(令第23条第4号関係)

なお、広域共同防災組織における防災要員は、広域共同防災組織を設置している各特定事業所における大容量泡放水砲等の設置の状況等を考慮して、これらの資機材等を支障なく運営ができる場合において、それらの特定事業所が存する全ての市町村長等の意見を聴いて都道府県知事等が適当と認めたときは、その人数を減ずることができるものであること。

(3) 広域共同防災組織を設置している各特定事業所の自衛防災組織における大容量泡放水砲等及び防災要員

(1)と同様、第二、1（3）で記述した内容と同様であること。

4 大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤の常置場所

広域共同防災組織を設置する各特定事業所は、災害に迅速かつ的確に対応するため、大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤の常置場所から、最も遠い距離にある場所に所在する特定事業所の該当タンクまで、概ね8時間で移動準備、移動及び設定される必要がある。よって、広域共同防災組織を設置する特定事業者間で十分な協議を行い、大

容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤の常置場所を決定する必要がある。また、常置場所は1箇所でなく、数箇所に分散しても支障ないものであること。ただし、いずれにしても有効に防災活動ができる必要があること。

5 広域共同防災規程

広域共同防災組織を設置する各特定事業者は、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならないこととされたこと。（法第19条の2第3項関係）

- (1) 広域共同防災規程は、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等による防災に関する規程類とも十分に調整をとり、総合的な防災体制の確立に資するよう整備すべきものであること。広域共同防災規程に定めるべき事項は共同防災規程と同様であるが、防災資機材等の輸送にすることが追加されたため、大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤の常置場所及びこれらの移動準備、移動及び設定に関する事項について記載させることにより、適切な運用がなされるよう配慮する必要があること。（省令第30条第1項第5号関係）

- (2) 広域共同防災業務の全部又は一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合には、共同防災規程と同様に、別紙5（様式例）により、広域共同防災規程とともに届け出ることとしたこと。（省令第30条第2項関係）

当該運用は、昭和61年8月19日付け消防地第194号石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の施行について及び昭和61年8月19日付け消防地第195号石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の運用についての内容を準用するが、広域共同防災組織における業務は大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務に限定されているため、委託に関する業務も当然大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務に限定するものである。

- (3) 都道府県知事等への届出

広域共同防災組織を設置している特定事業者を代表する者は、防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、広域共同防災規程等を、当該広域共同防災組織を設置した日又は届け出た事項に変更があった日から10日以内に、都道府県知事（複数の都道府県の区域にわたる場合は、総務大臣）に、届け出させなければならないこととしたこと。また、届出を受けた都道府県知事等は、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長に通知しなければならないこととされたこと。（法第19条の2第4項、第5項及び省令第31条関係）

7 広域共同防災規程の変更命令及び施設の使用停止命令に関する事項

都道府県知事等は災害の発生又は拡大を防止をするため必要があると認めるときは、広域共同防災組織を設置した特定事業者に対し期間を定めて広域共同防災規程の変更を命ずることができることとされたこと。当該命令を発するに当たっては、特定事業者が広域共

同防災規程を修正し、都道府県知事等に届け出るために必要な期間を設ける必要があること。（法第１９条の２第６項関係）

また、都道府県知事等は、特定事業者が広域共同防災規程の変更命令に違反した場合、当該広域共同防災規程の変更を行うまでの間、施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることとされたことから、その適用に当たっては、厳格・適切な運用に努めること。（法第１９条の２第８項関係）

広域共同防災規程が適正なものかどうかを最も迅速に確認できる機関は、各特定事業所と最も密な関係にある市町村長であるため、広域共同防災規程の変更命令及び施設の使用停止命令を行うこととなる事案が発生した際は、市町村長は都道府県知事等へ連絡を行うこと。都道府県知事等は、この連絡を受け広域共同防災規程の変更命令をする場合及び広域共同防災規程の変更命令に違反した場合に行う特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずるときは、あらかじめ関係市町村長に協議すること。このような手続きを踏むことにより、国、都道府県、市町村が一体となって当該命令に関する運用を図るよう努めるものとする。（法第１９条の２第７項関係）

なお、特定事業所の広域共同防災規程に関し、不適正事案が判明した場合は、平成１６年１１月３０日付け消防特第２２４号消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（石油コンビナート等災害防止法に関する部分）の運用について（通知）の別紙の運用フローを参考にされたい。

第四 大容量泡放水砲等の評価

大容量泡放水砲等は複数の資機材により構成されるものであり、システムとして構成された場合において、基準の性能どおりに支障なく発揮されるか、また、導入されることとなる大容量泡放水砲等が当該特定事業所のレイアウト等において、適しているかを判断するため、特定事業者は、大容量泡放水砲等を導入する場合には、次の項目について確認する必要がある。

- ア 定められた能力以上の能力があること
- イ 使用する泡消火薬剤がタンク火災に適したものであって、かつ、当該泡放水砲で利用できるものであること
- ウ 当該泡放水砲が、適切な放射角度、放射距離に部署できること
- エ 必要な時間内に部署できること
- オ 大容量泡放水砲等を適切に運用できる人員が確保できていること
- カ 大容量泡放水砲等を使用できる十分な水利が確保できていること
- キ 機能を常時維持できること
- ク 各タンクに対しての警防活動計画が適切であること
- ケ その他

この場合、防災規程、共同防災規程又は広域共同防災規程（以下「防災規程等」という。）

には、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織、共同防災組織又は広域共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の防災活動に関する事項を定めなければならないこととされており、その付属書の警防計画には、上記アからキまでの内容を記載する必要がある。この防災規程等を行政機関に届け出る際に特定事業者は、上記の項目について第三者機関又は特定事業者自らが証明したものが必要となる。

なお、導入される大容量泡放水砲等の適合性等について証明したものを、特定事業者が行政機関に届け出るにあたって、第三者機関の証明及び行政機関の確認行為等の手続きの流れを別紙6に示す。

第五 その他

1 自衛防災組織等に関する規定の適用の特例

新たに石油コンビナート等特別防災区域となった地域に大容量泡放水砲を備え付けなければならない特定事業所が存在する場合、当該特定事業所は、第1種特定事業所の場合は、当該特定事業所が所在する地域が石油コンビナート等特別防災区域となった日（第2種特定事業所の場合は、指定された日）から大容量泡放水砲を備え付けることについては3年間適用しないものとしたこと。（令第25条第2項第6号関係）

2 経過措置

現に石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者については、大容量泡放水砲の備付けは、平成20年11月30日までの間は、適用しないものとされたことから、当該期間の間に大容量泡放水砲等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び防災要員の配備について計画的に行うよう指導すること。（令附則第2条関係）

3 措置命令及び施設の使用停止命令に関する事項

市町村長等は、法第16条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、自衛防災組織を設置せず、又は自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは防災資機材等を備え付けていない特定事業者に対し、自衛防災組織を設置し、又は同条第3項若しくは第4項若しくは法第19条第4項に定めることにより自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは、防災資機材等を備え付けさせることができることとされている。

特定事業所に配備が義務付けられた大容量泡放水砲については、自衛防災組織に備え付けること、若しくは共同防災組織、広域共同防災組織において備え付けることができることに伴い、特定事業所が自衛防災組織等に大容量泡放水砲等を備え付けていない場合には、市町村長等は自衛防災組織等に大容量泡放水砲等と大容量泡放水砲等に係る防災要員を備え付けさせることができることとしたこと。（法第21条第1項第3号関係）

この場合、第三、7で記述したとおり、各特定事業者が大容量泡放水砲等を備え付けているかどうかを最も迅速に確認できる機関は、各特定事業所と最も密な関係にある市町村

長であるため、当該措置を行うこととなる事案が発生した際は、市町村長は直ちに当該措置をとるよう特定事業所に命ずるとともに、都道府県知事等へ連絡を行い、国、都道府県、市町村が一体となって当該措置に関する運用を図るよう努めること。

また、当該措置に関する命令に違反した特定事業者には、特定事業者が大容量泡放水砲等を備え付ける間は特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることとされたことから、その適用に当たっては、厳格・適切な運用に努めること。

4 災害応急措置に関すること

特定事業者は、その特定事業所において異常な現象が発生したときは、直ちに広域共同防災規程の定めるところにより当該特定事業所の広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならないこととしたこと。(法第24条関係)

5 石油コンビナート等防災本部及び石油コンビナート等防災計画に関すること

広域共同防災組織が2以上の道府県の区域にわたって設置される場合は、関係道府県が特に相互応援の可能性も含め連絡調整を行うよう配慮する必要があるので石油コンビナート等防災本部は当該運用に関しては特に留意すること。(法第27条第3項第6号関係)

また、石油コンビナート等防災本部が作成する石油コンビナート等防災計画の内容の中の広域共同防災組織の活動の基準の作成にあつては、関係道府県が協議会等をつくるなどして積極的に相互に連絡をとりあい、相互調整が図られている計画となるよう努めること。(法第31条第2項第9号関係)

6 その他

広域共同防災組織間の大容量泡放水砲等による防災活動の相互応援協定の締結を妨げるものではないこと。

消 防 特 第 4 7 号
平成26年3月27日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等における防災体制の充実強化等について（通知）

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生しました。

このような広範囲に影響を与える災害に対処するため、平成25年7月から「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、石油コンビナート等防災体制の充実強化について検討を行い、このたび下記のとおり報告書を取りまとめました（別添概要参照）。

貴道府県におかれては、石油コンビナート等防災本部を中心とする防災体制の充実強化を推進するとともに、特定事業者に対し自衛防災組織等の防災活動の手引きを活用し更なる防災体制の強化に努めるよう適切なご指導をお願いいたします。また、貴道府県内の関係市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）のあり方について

平成24年に発生した4つの事故事例について防災本部等の活動に着目した検証を行い、防災本部等に求められる活動・業務について整理し、さらに整理した内容ごとに防災本部等の防災体制の充実強化のあり方について、次のとおり示したこと。

1 関係機関の情報共有

- (1) 事故の初期段階において、応急対策上必要な情報を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関と共有することが必要であること。
- (2) 現場活動を行う関係者に速やかに応急対策上必要な情報が提供されるよう、特定事業所の協力を得ることができる仕組みをあらかじめ構築することが重

要であること。

2 関係機関の連携体制

- (1) 防災本部は、必要な機関との一元的な連絡調整ができる体制になっていることから、その機能を積極的に活用すること。
- (2) 応急対応後の発災事業所に対する報告の徴収（石油コンビナート等災害防止法第39条）、立入検査（同法第40条）等の規定を活用し、関係機関と連携した再発防止策の策定、事業者の指導等も可能であること。

3 住民への情報伝達

- (1) 近隣の住民等への情報の伝達については、コンビナート事故が発生したこと、取り得る避難等の方法を伝達することが必要であることから、防災本部及び関係機関において速やかに情報共有を行うことが必要であること。
- (2) 防災本部においては、関係機関の情報伝達の資源を把握し、必要な情報が適切なタイミングで、適切な対象者に伝わるよう、調整を行っていくことが必要であること。

4 教育・訓練体制の充実

実際に発生した事故や自然災害の状況を参考に、対処すべき内容を想定して、石油コンビナート等防災計画の充実を図るとともに、関係機関を含めた防災訓練を実施することが必要であること。

第2 自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直しについて

「特定事業所における自衛防災組織等の防災体制の充実について（昭和58年5月31日付け消防地第105号）」により示した「自衛防災組織等のための防災活動の手引（屋外タンク編）」及び「特定事業所における防災対策の推進について（昭和59年12月18日付け消防地第287号）」により示した「自衛防災組織等のための防災活動の手引（プラント編）」について、その後の事故事例から得られた教訓、最近の法令改正、各種通知及び近年における各種研究・調査等の結果を反映し、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」を改定したこと。

なお、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について」（平成25年7月31日付け消防危第141号、消防特第154号）の4において、別途通知するとしている緊急時応急マニュアルは、この「自衛防災組織等の防災活動の手引き」であること。

※報告書の全文は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「石油コンビナート等防災体制検討会報告書（平成26年2月）」

（http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/sekiyu_bousaitaisei/file/houkokusyo.pdf）

「石油コンビナート等防災体制検討会報告書 別冊 自衛防災組織等の防災活動の手引き」

（http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/sekiyu_bousaitaisei/file/tebiki.pdf）

【問い合わせ先】

特殊災害室 古澤課長補佐、瀧下係長

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長

「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」
の一部改正について（通知）

特定事業所が作成する防災規程及び共同防災規程については、「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について」（平成19年3月20日付け消防特第34号、以下「第34号通知」という。）を参考とし指導いただいているところです。

今般、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号）が平成26年10月14日に公布され、災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することが、防災規程に定めなければならない事項として新たに追加されたことにより、下記のとおり第34号通知の一部を修正しました。

また、併せて、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日付け消防特第63号）や「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日付け消防特第62号）等、第34号通知以降に発出した通知等（以下「既発の通知等」という。）を踏まえた見直しを行いました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 今般の省令改正により防災規程に定めなければならない事項として新たに追加された事項について

災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があった場合における情報提供が適切に行われるための体制に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」に新たに「第8章 災害の現場における情報提供」を追加したこと（別紙1及び別紙3）。

2 既発の通知等を踏まえた見直しについて

(1) 特定防災施設等及び防災資機材等の地震対策、津波対策の推進について

「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 63 号）等に規定する特定防災施設等及び防災資機材等の応急対策等に関することについて、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」、「共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）」、「防災規程作成指針及び概説」及び「共同防災規程作成指針及び概説」の「第 4 章 防災のための施設、設備、資機材等の整備」に、新たに追加したこと（別紙 1、別紙 2、別紙 3 及び別紙 4）。

(2) 異常現象の発生時における迅速な通報の確保等について

「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成 24 年 3 月 30 日付け消防特第 62 号）に規定する異常現象の迅速な通報確保の方策を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の「第 7 章 異常現象に対する措置」の内容の見直しを行ったこと（別紙 1 及び別紙 3）。

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正等に伴う文言の修正について

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 87 号）の施行により「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改められたこと等を踏まえ、「防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）」及び「防災規程作成指針及び概説」の文言の修正等を行ったこと（別紙 1 及び別紙 3）。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 宮崎、瀧下

電話 03-5253-7528（直通）、Fax 03-5253-7538

防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを自衛防災組織に備え付ける場合）

防災規程作成指針
第 1 章 総則 1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に関して必要な事項を定め、災害の発生又は拡大の防止を図ることを目的とすること。 2 用語の定義 用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。 3 適用範囲 防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。 4 遵守義務 防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）、防災要員及び防災要員を補助する要員（以下「防災要員等」という。）は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。 5 他規程との関係 この規程のほか、事業所において火災、その他の災害を防止するため、他の法令の規定により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。 6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。 7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。 (1) 防災管理者 (2) 副防災管理者 (3) 防火管理者 (4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者 (5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者 (6) その他、特定事業者が予め指名する者

防災規程作成指針の概説
第 1 章 総則 1 目的 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。 3 適用範囲 一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によって認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。 4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）、防災要員及び防災要員を補助する要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。 5 他規程との関係 事業所の防災管理に関して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。 6 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。 7 規程の改廃等 防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

防災規程作成指針
第 2 章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織の名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第 1 2 条の 7 に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第 2 7 条の 2 に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第 1 0 条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めることとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。 2 防災資機材等及び防災要員等の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。 (2) 防災要員 防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。 (3) 防災要員を補助する要員 防災要員で迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合は、防災要員を補助する要員を配置できるよう定めること。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び事務所の所在地） (2) 委託業務内容に関すること ① 委託業務の具体的な内容 ② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について

防災規程作成指針の概説
第 2 章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有している。このことから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。 2 防災資機材等及び防災要員等の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等（大型化学消防車等の消防車両、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、資機材を移動・設置及びホースを展張するために必要な資機材、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、泡消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるよう配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。 (2) 防災要員 防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 (3) 防災要員を補助する要員 防災要員を補助する要員にあっても、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。 また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。 (2) 委託業務内容に関すること 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

防災規程作成指針
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置等を行うとともに、防災要員等を指揮監督する等の必要な職務を定めること。 (2) 副防災管理者の職務 防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。 (3) 防災要員等の職務 防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に防災要員を補助する要員及び事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。 また、指揮者を必要とする場合は指揮者、大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する者（以下「統括者」という。）を指定し、その者に防災要員等を指揮監督させる規定を定めること。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者、指揮者である防災要員、統括者及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。 また、補助要員を置いている場合には、同様に予め代行者の指名をすること。

防災規程作成指針の概説
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要な決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。 (2) 副防災管理者の職務 副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。 また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数名指定されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。 (3) 防災要員等の職務 大型化学消防車等を用いて防災活動を行う防災要員の中から、指揮者を指定する。また、大容量泡放水砲等を用いて防災活動を行う防災要員等の中から、統括者を指定する。指定された指揮者及び統括者は、防災要員等を指揮監督するとともに、事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、防災要員等の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 特定防災施設等の点検 ② 防災資機材等の点検 ③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動 ④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務 また、防災要員等は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体制を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 ④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。 上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員等は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。 なお、指揮者、機関員以外の防災要員等であっても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。 (1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うとともに、権限委譲について定めること。 (2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。 (3) 指揮者、統括者、機関員及び防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。また、補助要員を置いている場合には、予め代行者の指名をする必要がある。 (4) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。

防災規程作成指針
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等と防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災のための施設等 事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定事業所の被害発生の評価に基づき、必要な応急対策等を定めること。

防災規程作成指針の概説
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等及び防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 2 防災のための施設等 特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。また、消火用屋外給水施設、流出防油堤等はその多くが高度成長期に整備され長期間経過しており、地震時等においてもその機能を発揮する耐災害性の確保が重要となっている。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）における「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会報告書」及び「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（平成26年3月31日消防特第49号・消防危第84号）を参考とすること。

防災規程作成指針
第 5 章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3 年以上保存するよう定めること。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。

防災規程作成指針の概説
第 5 章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、各特定防災施設等ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 1 5 条第 1 項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、異常音又は操作上障害となる物がないかどうか等を点検するものとする。 ② 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。 ③ 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を作動させ判別できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。 なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3 年以上保存するよう定めておく必要がある。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法並びに消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるように定めておく必要がある。

防災規程作成指針
第6章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

防災規程作成指針の概説
第6章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的の実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

防災規程作成指針
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 出火、石油等の漏えい、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。また、通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合は、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。 (1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならないことを定めること。 (2) 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。 ① 通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。 2 防災要員等への出場指示等 異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員等の出場等について定めること。 (1) 防災要員等への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。 (2) 防災要員等への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。 (3) 防災要員等の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。

防災規程作成指針の概説
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 (1) 異常現象に該当する事象を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるもの全てを直ちに通報することを定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の要否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。 (2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。 事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報する体制、通報担当部署や通報担当者を定め、異常現象を発見した者は直ちに当該通報担当部署へ連絡を行い、通報担当部署から消防機関等へ通報する体制等を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。また、夜間、休日の通報担当部署<u>及び</u>通報担当者<u>並びに</u>通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 なお、異常現象と認識しているのにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合は、異常現象を認識した時点で通報する体制とすること。また、従業員（協力会社の従業員を含む。）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れることや、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることの無いようにすること。 この他、通報体制の構築に係る詳細については、「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日消防特第62号）における別紙1「異常現象発生時における通報ガイドライン」を参考とすること。 (3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。 2 防災要員等への出場指示等 (1) 事業所によっては、防災要員等が分散して就業していることから、災害に即応するため、防災要員等への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。 (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。 (3) 防災要員等が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。 ① 指揮者、統括者及びその他の防災要員等は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。 ② 機関担当の防災要員等には、防災資機材等の操作に熟達させるとともに、防災資機材等や消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。 ③ 防災要員等が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。

防災規程作成指針
3 自衛防災組織の活動 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。 (2) 大容量泡放水砲等を用いて防災活動を行う防災要員等の、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確にすること。 (3) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。 (4) 防災資機材の調達方法について定めること。 (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。 4 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。 (1) 事業所の施設の配置図 (2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) 防災資機材等の関係書類 (4) その他、必要な書類及び図面 ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとする。 ② 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

防災規程作成指針の概説
④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員等が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。 3 自衛防災組織の活動 自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。 大容量泡放水砲を活用した防災活動については、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成１８年３月２３日消防特第３１号）第四に基づく警防計画及び警防活動計画を作成し付属書として添付する必要がある。なお、警防計画等には、導入される大容量泡放水砲等の適合性等について確認できる資料が添付されている必要がある。 (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。 (2) 大容量泡放水砲等を用いた防災活動は、複数の資機材により構成されていること及び防災活動に係わる防災要員等の人数が多くなることから、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確に定めておく必要がある。 (3) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。 (4) 災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。 (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。 4 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から防災要員等に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

防災規程作成指針
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員（先着消防隊等）から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制(手順を含む。)が明確に記載されていること。 (1) 情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (2) 夜間、休日における情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (3) 情報提供担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (4) 情報提供担当部署及び情報提供担当者に迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築すること。 2 情報提供の内容 前記体制にて情報提供が必要になると考えられる情報をあらかじめ定めておくことが望ましい。

防災規程作成指針の概説
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期の鎮圧、さらには、二次災害防止のため、特定事業所における情報提供は必要不可欠であることから、事業所の実情に応じ、要求があった場合に情報集約する手順を定め、迅速かつ適切に先着消防隊等に必要な情報を伝える体制を具体的に構築する必要がある。情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者であるが、情報提供が迅速かつ適切に行われることを事業実施の統括管理者が確認できる場合においては、情報提供担当者に行わせることができる。 また、夜間、休日の情報提供担当部署及び情報提供担当者並びに情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 加えて、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報が、情報提供担当部署及び情報提供担当者にその後も引き続き迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築するとともに、その手順を定めること。その際、事業所内で必要以上に多くの部署を経由すること等により、情報提供担当部署及び情報提供担当者への情報集約が遅れることの無いよう留意すること。 2 情報提供の内容 災害の現場において、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報を事前に想定して定めておくことが望ましい。応急対策を行うため説明が必要となる情報としては次のようなものが考えられるが、その事業所の特性に応じて説明すべき情報を検討する必要がある。 (1) 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況 (2) プラントの温度や圧力（通常時、発災時） (3) 取扱物質や中間生成物の情報 (4) 消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等） (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等 (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性

防災規程作成指針
第9章 防災教育 1 防災教育の実施 教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。 (1) 防災意識の高揚 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (3) 防災資機材等の内容と取扱方法 (4) 特定防災施設等の内容と取扱方法 (5) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (6) 取扱い危険物等の性質及び性状 (7) その他必要な事項 2 記録の保存 教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説
第9章 防災教育 1 防災教育の実施 特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。 (1) 防災意識の高揚 ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対しての社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 ① 関係法令等のうちの必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (3) 防災資機材等の内容と取扱方法 ① 防災資機材等の種類、数量、配置場所、性能 ② 取扱手順や注意事項等 (4) 特定防災施設等の内容と取扱方法 ① 大容量泡放水砲用屋外給水施設及び消防車用屋外給水施設の位置、構造、性能 ② 流出油等防止堤の位置、構造 ③ 取扱手順や注意事項等 (5) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (6) 取扱い危険物等の性質及び性状 ① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (7) その他必要な事項には、事業所において必要となる教育について記載するものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針
第 10 章 防災訓練 1 防災訓練の実施 訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。 (1) 緊急停止・措置訓練 (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練 (4) 避難訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練 (6) 公設消防隊、共同防災組織との連携訓練 (7) その他必要な訓練 2 記録の保存 訓練記録は、３年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説
第 10 章 防災訓練 1 防災訓練の実施 (1) 緊急停止・措置訓練 発災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づく停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等） (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。 ① ホース延長訓練、ポンプ操法、大容量泡放水砲等の操法、放水訓練又は泡放射訓練 ② 車両の積載品取扱訓練 ③ 資機材の不調、故障時の措置訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。 ① 事業所内の通報訓練 ② 共同防災組織等及び関係事業所間の通報訓練 ③ 通報から出場までの訓練 (4) 避難訓練 事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練を実施すること。 (6) 公設消防隊や共同防災組織との連携訓練を実施すること。 (7) その他必要な訓練 防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。 その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、３年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針
第 11 章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所 事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること 3 警戒宣言が発せられた場合の対応 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること 5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説
第 11 章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。 なお、この章の作成にあたっては、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」（昭和 54 年 12 月 21 日消防庁震災対策指導室長内かん）及び「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」（平成 15 年 12 月 12 日消防災第 242 号）も参考とすること。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること (1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。 (2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること (1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (2) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (3) 事業所内の集合場所について定めること。 (4) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (5) 避難経路図を備え付けること。 3 警戒宣言が発せられた場合の対応 (1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。 ① 警戒本部の設置及び体制の整備 ② 応急対策の内容と伝達要領 (2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。 ① 応急対策要員の動員方法 ② 応急対策要員の勤務方法（長期間を想定したもの） (3) 応急対策の実施に関すること。 ① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言ごとの応急対策の内容。 （各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。） ② 任務と責任の明確化 (4) 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。 (3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練 5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること (1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 予想される地震動等に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要のある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 ② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地区に関する知識 ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

防災規程作成指針
第 12 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保にすること 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施にすること 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施にすること

防災規程作成指針の概説
第 12 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてることで、迅速・的確な行動が確保できるよう次に掲げる事項を定める必要がある。 なお、この章の作成にあたっては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について」（平成 26 年 6 月 27 日消防予第 263 号・消防危第 177 号・消防特第 128 号・消防災第 205 号）における別紙「南海トラフ地震防災規程の作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引について」（平成 26 年 6 月 27 日消防災第 204 号）も参考とすること。 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保にすること (1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。 (2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (4) 事業所内の集合場所について定めること。 (5) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (6) 避難経路図を備え付けること。 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施にすること (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。 (3) 前 (1)、(2) を統合した総合訓練の実施を定めていること。 (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施にすること (1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要のある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 ② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地域に関する知識 ⑤ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

防災規程作成指針
第 13 章 雑則 1 違反者に対する措置 防災規程に違反したものに対する措置について定めること。 (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等) ① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。 2 表彰 防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。 附則 この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

防災規程作成指針の概説
第 13 章 雑則 1 違反者に対する措置 防災管理者、副防災管理者及び防災要員等が防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。 2 表彰 防災要員等及び従業員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。

共同防災規程作成指針及び概説（大容量泡放射システムを備え付けるために設置した共同防災組織の場合）

共同防災規程作成指針
第 1 章 総則 1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。 3 適用範囲 この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。 4 遵守義務 構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）、構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）及び共同防災要員を補助する要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。 5 他規程との関係 この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。 6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。 7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。

共同防災規程作成指針の概説
第 1 章 総則 1 目的 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては防災資機材に係る防災教育・訓練、日常点検や整備等の業務、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を定めておくことにより、共同防災組織が行うべき業務を的確に実施することができるようにしておくためである。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。 3 適用範囲 共同防災組織は、構成事業所が一体となって活動することで、その効果が期待されることとなる。 また、共同防災要員が構成事業所内での活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。 4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。 5 他規程との関係 この規程は共同防災組織に関するものであるので、構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。 6 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。 7 規程の改廃等 共同防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

共同防災規程作成指針
第 2 章 共同防災組織 1 共同防災組織の組織等 (1) 共同防災組織の名称 共同防災組織の名称を定めること。 (2) 共同防災組織本部の位置 共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。 (3) 共同防災組織の編成 共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。 (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係 各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係を明確にすること。 (5) 共同防災組織の指揮命令 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。 (2) 共同防災要員 共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。 (3) 共同防災要員を補助する要員 共同防災要員で迅速かつ的確に移動及び設定を行うことが困難な場合は、共同防災要員を補助する要員を配置できるよう定めること。 3 共同防災組織の業務の外部委託 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） (2) 委託業務内容に関すること ① 委託業務の具体的な内容 ② 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について

共同防災規程作成指針の概説
第 2 章 共同防災組織 1 共同防災組織の組織等 (1) 共同防災組織の名称 共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。 (2) 共同防災組織本部の位置 構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。 (3) 共同防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 (4) 各構成事業所の自衛防災組織等との関係 各構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。 これは、従来の共同防災組織はおおむね5キロメートル程度の範囲を目処としていたが、大容量泡放水砲等を備え付けることができる共同防災組織は一の特別防災区域内に所在する特定事業所全部が対象とされたことによるものである。 (5) 共同防災組織の指揮命令 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表し明確にしておく必要がある。 2 防災資機材等及び共同防災要員等の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等（大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）、大容量泡放水砲用泡消火薬剤、可搬式放水銃等、資機材を移動・設置及びホースを展張するために必要な資機材）は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。 (2) 共同防災要員 共同防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 (3) 共同防災要員を補助する要員 共同防災要員を補助する要員にあっても、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 3 共同防災組織の業務の外部委託 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。 また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。

共同防災規程作成指針
第3章 代表者等の職務 1 代表者等の職務 (1) 代表事業所の防災管理者の職務 ① 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。 ② 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び共同防災要員から意見を聞き又は視察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。 (2) 共同防災要員の職務 ① 大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動を統括する者（以下「統括者」という。）を指定して共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督させること。 ② 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。 2 代表者等の代行 代表者及び共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

共同防災規程作成指針の概説
(2) 委託業務内容に関すること 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。 第3章 代表者等の職務 1 代表者等の職務 (1) 代表事業所の防災管理者の職務 代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。 (2) 共同防災要員の職務 大容量泡放水砲等を用いて防災活動を行う共同防災要員の中から、統括者を指定する。指定された統括者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 防災資機材を活用した防災活動 ② 防災資機材等の点検 なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力を有し、かつ体制であること。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 自衛防災組織と同様、共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。 2 代表者等の代行 代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 (1) 代表者が事故ある時の代行を、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくとともに、権限委譲について定めること。 (2) 統括者、共同防災要員の代行は、予め指名した共同防災要員とする。 また、共同防災要員を補助する要員を置いている場合には、予め代行者の指名をする必要がある。

共同防災規程作成指針
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 防災のための施設・設備 防災のための施設・設備は、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災資機材等 防災資機材等は、その種類ごとに整備状況を把握し、整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等の充実を図ること。

共同防災規程作成指針の概説
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 防災のための施設・設備 共同防災組織を設置する各特定事業所に設置されている、防災のための施設・設備（防災資機材等を常置しておくための建物、大容量泡放水砲用泡消火薬剤を備蓄しておく容器等及びその施設に備え付けられている通信設備等）の整備状況を把握し、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災資機材等 防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況を把握し、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）を参考とすること。

共同防災規程作成指針
第5章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

共同防災規程作成指針の概説
第5章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。 (1) 代表者を点検実施責任者としその種類ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。 ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、p H、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は代表者の検印を受け、3年以上保存するものとする。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接共同（広域共同）防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

共同防災規程作成指針
第6章 異常現象に対する措置 1 災害通報の受信 構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。 2 共同防災組織への出場指示等 次の事項に関して定めること。 (1) 構成事業所からの異常現象発生のお知らせを受信したときの出場体制、方法について。 (2) 共同防災要員及び共同防災要員を補助する要員（以下「防災要員等」という。）への連絡方法等 ① 防災要員等が参集するために必要な事項を定めること。 ② 防災要員等へのお出場の指示の担当部署を明確にして、出場の遅滞なく的確にされるよう定めること。 ③ 防災要員等への伝達方法を明確にすること。 (3) 防災要員等の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。 3 共同防災組織の活動 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、構成事業所の自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。 (2) 移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確にすること。 (3) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。 (4) 防災資機材等の輸送について定めること。 (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。 4 連絡調整等 構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。 5 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。 (1) 構成事業所の施設の配置図 (2) 構成事業所の特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) その他、必要な書類及び図面 ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 ③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等概要が把握されていること。

共同防災規程作成指針の概説
第6章 異常現象に対する措置 1 災害通報の受信 異常現象の発見に伴う構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある。 2 共同防災組織へのお出場の指示等 共同防災組織へのお出場の指示について、次の事項を定める必要がある。 (1) 共同防災組織の構成によっては、防災要員等が分散して就業していることから、災害に即応するため、防災要員等へのお出場の体制の方法を定めておく必要がある。 (2) お出場の指示を行う担当部署を定め、お出場の指示の伝達が確実に行なわれ出場の遅滞なくできるよう伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。 (3) 防災要員等が確実に災害出場するため次に掲げる事項について定める必要がある。 ① 統括者及びその他の防災要員等は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。 ② 機関担当の防災要員等には、防災資機材等の操作に熟達させるとともに、防災資機材等の整備・点検を実施させること。 ③ 防災要員等が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が確実に行われるよう定めること。 ④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員等が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。 3 共同防災組織の活動 共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。 共同防災組織の防災活動については、「石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律等の運用について」（平成18年3月23日消防特第31号）第四に基づく警防計画及び警防活動計画を作成し付属書として添付する必要がある。なお、警防計画等には、導入される大容量泡放水砲等の適合性等について確認できる資料が添付されている必要がある。 (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。 (2) 大容量泡放水砲等を用いた防災活動は、複数の資機材により構成されていること及び防災活動に係わる防災要員等の人数が多くなることから、移動準備、移動、設定、消火活動時の指揮命令系統を明確に定めておく必要がある。 (3) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。 (4) 防災資機材等の輸送については、移動方法及び2以上の移動経路を明確に定めること。また、新たな道路が整備された場合には移動経路の修正が必要となることから、修正を実施する時期を定め、常に迅速かつ的確な輸送ができるように努める必要がある。 (5) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。 4 連絡調整等 構成事業所の各自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。 5 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から防災要員等に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

共同防災規程作成指針
第7章 防災教育 1 防災教育の実施 教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員等に次の教育を行うよう定めること。 (1) 防災資機材等の内容と取扱方法 (2) 構成事業所の特定防災施設の内容と取扱方法 (3) 防災意識の高揚 (4) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (6) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状 (7) その他必要な事項 2 記録の保存 教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

共同防災規程作成指針の概説
第7章 防災教育 1 防災教育の実施 各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、次の事項について教育を行うものとする。 (1) 防災資機材等の内容と取扱方法 ① 防災資機材等の種類、数量、配置場所、性能 ② 取扱手順や注意事項等 (2) 特定防災施設等の内容と取扱方法 ① 大容量泡放水砲用屋外給水施設及び消防車用屋外給水施設の位置、構造、性能 ② 流出油等防止堤の位置、構造 ③ 取扱手順や注意事項等 (3) 防災意識の高揚 ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対しての社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (4) 関係法令及び諸規程の周知徹底 ① 関係法令等のうちの必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (5) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (6) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状 ① 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (7) その他必要な事項には、共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

共同防災規程作成指針	共同防災規程作成指針の概説
第8章 防災訓練 1 防災訓練の実施 訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、共同防災組織が次の訓練を行うよう定めること。 (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練 (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練 (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練 (4) 公設消防隊、自衛防災組織、従来（既存）の共同防災組織との連携訓練 (5) その他必要な訓練 2 記録の保存 訓練記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。 第9章 雑則 1 違反者に対する措置 共同防災規程に違反したものに対する措置について定めること。 (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等) ① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。 2 表彰 防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。 3 届出 細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう明記すること。 附則 この共同防災規程は ○○年○○月○○日から施行する。	第8章 防災訓練 1 防災訓練の実施 防災訓練は、防災要員等が防災資機材等を活用した訓練を実施すること。 (1) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。 ① ホース延長訓練、大容量泡放水砲等の操法、放水訓練又は泡放射訓練 ② 資機材の不調、故障時の措置訓練 (2) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。 ① 代表事業所、防災資機材等を常置する事業所への通報訓練 ② 防災要員等の参集訓練 ③ 通報から出場までの訓練（移動準備作業を含む） (3) 上記(1)(2)等を複合した総合訓練を実施すること。 (4) 公設消防隊や自衛防災組織及び従来（既存）の共同防災組織との連携訓練を実施すること。 (5) 防災訓練はその一部を省略し、または、総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。 その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。 なお、上記の防災訓練は、防災資機材等を常置する事業所の防災要員等だけでなく防災資機材等を常置していない事業所の防災要員等が防災資機材等を常置する事業所へ行って防災資機材等を活用した訓練を実施すること。また、防災資機材等を常置していない事業所に防災資機材等を移動し、その事業所で訓練を行うよう計画すること。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。 第9章 雑則 1 違反者に対する措置 代表者及び防災要員等が共同防災規程に違反した場合は、その程度により罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。 2 表彰 防災要員等に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。 3 届出 細則の制定、改廃、代表者及び防災要員等の変更については、その都度、届出するよう定めること。

防災規程作成指針及び概説

防災規程作成指針
第 1 章 総則 1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、〇〇事業所（以下「事業所」という。）の自衛防災組織が行うべき業務に関して必要な事項を定め、災害の発生並びに拡大の防止を図ることを目的とすること。 2 用語の定義 用語の定義は、法、消防法、高圧ガス保安法等及び事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じて定めること。 3 適用範囲 防災規程は、合同事業所等を含めた事業所全域及び当該事業所に勤務する者、出入りする関係者等すべてに適用されることを明確にすること。 4 遵守義務 防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。 5 他規程との関係 この規程のほか、事業所において火災、その他の災害を防止するため、他の法令の規定により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。 6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。 7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、次の者を参画させるよう定めること。 (1) 防災管理者 (2) 副防災管理者 (3) 防火管理者 (4) 防災要員のうちから特定事業者が予め指名する者 (5) 危険物保安監督者のうちから特定事業者が予め指名する者 (6) その他、特定事業者が予め指名する者

防災規程作成指針の概説
第 1 章 総則 1 目的 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。 3 適用範囲 一の事業所は、業務効率等により分社化、事業提携等が進められている場合であっても、一体的に事業活動が行われている施設の総体によって認定すべきである。このことから、非常時における緊急停止権その他の緊急措置権が主たる事業者に一元的に帰属されている合同事業所においても適用範囲となるものである。 4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として法で定める防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、事業所内に勤務する者、出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。 5 他規程との関係 事業所の防災管理に関して、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。 6 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。 7 規程の改廃等 防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が事業所内外の関係者に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。 なお、具体的作成に当たっては、各事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

防災規程作成指針
第2章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織の名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 防災に関する業務を行う者の組織は、消防法第12条の7に規定する危険物保安統括管理者、高圧ガス保安法第27条の2に規定する高圧ガス製造保安統括者、労働安全衛生法第10条に規定する統括安全衛生管理者及び他法令の規定による防災に関する者を含めることとし、事業所における総合的なものとして定め、組織内における各々の業務内容を含めた責任体制を、組織図、編成表等により明確にすること。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、共同防災組織及び関係事業所等との関係を明確にすること。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者の指導監督責任を明確にするとともに、自衛防災組織を強化するための規定を定めること。 2 防災資機材等及び防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。 (2) 防災要員 防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び事務所の所在地） (2) 委託業務内容に関すること ① 委託業務の具体的な内容 ② 自衛防災組織と委託を受けて自衛防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について

防災規程作成指針の概説
第2章 自衛防災組織 1 自衛防災組織の組織等 (1) 自衛防災組織の名称 自衛防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。 (2) 自衛防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 また、他法令の規程により保安業務を行う者は、関係法令により各種の資格を有して保安業務（消防法の消防計画に基づく自衛消防組織、予防規程に基づく予防管理組織及び高圧ガス保安法に基づく保安管理組織等）を行っていることから、防災という同一目的を遂行するため、協力関係及び各々の業務内容を定めるものとする。 (3) 共同防災組織等との関係 共同防災組織を設置している場合は、自衛防災組織と共同防災組織及び本社、協力会社との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。 (4) 自衛防災組織の強化 特定事業者は、特定事業所の防災責任と自衛防災組織を強化するための指導監督責任を有している。このことから、定期的に防災管理者等の意見を聞くことや視察を行うこと等、具体的な方策を明記した規程を定めるものとする。 2 防災資機材等及び防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、泡消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服並びに空気呼吸器等）は、災害に即応できるよう配置するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。 (2) 防災要員 防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 3 自衛防災組織の業務の外部委託 自衛防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。 また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、特定事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。 (2) 委託業務内容に関すること 委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して自衛防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

防災規程作成指針
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 事業所全般の防災に関する事項を統括し、防災上必要な事項の決定、指示、措置等を行うとともに、防災要員を指揮監督する等の必要な職務を定めること。 (2) 副防災管理者の職務 防災管理者を補佐する必要な職務を定めること。また、防災管理者不在の場合、事業所内に常駐してその職務を代行すべき事を明確にすること。 (3) 防災要員の職務 防災管理者、副防災管理者の指揮命令を忠実に遵守すると共に事業所内の職員等と協力し、災害の発生又は拡大防止を行うための職務を定めること。 また、指揮者を必要とする場合は指揮者を指定し、その者に防災要員を指揮監督させる規定を定めること。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者、指揮者である防災要員及び指揮者以外の防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

防災規程作成指針の概説
第3章 防災管理者等の職務 1 防災管理者等の職務 (1) 防災管理者の職務 防災管理者は、当該特定事業所における実務上の防災責務を、特定事業者から選任された実行者であり、事業所内の設備の緊急停止、緊急措置等に必要な決定、指示、措置等を行うものである。このことから、事業所全体を統括管理できる者すなわち所長、工場長等の職にあるものとする。 (2) 副防災管理者の職務 副防災管理者は、防災管理者の補佐及び防災管理者が不在の際にその職務を代行するものであり、第1種事業所において選任されなければならない。防災管理者の代行となることから、事業所全体の防災業務を統括しうる立場と能力を有する者が選任される必要がある。すなわち、事業所全体の設備に係る緊急停止権、緊急措置権等を有する必要がある。 また、副防災管理者が同一勤務時間内に複数名指定されている場合は、副防災管理者の優先順位を定める必要がある。 (3) 防災要員の職務 防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、防災要員を指揮監督するとともに、事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 特定防災施設等の点検 ② 防災資機材等の点検 ③ 初期消火活動及び防災資機材を活用した防災活動 ④ その他事業所内における火気取扱い等一般予防業務 また、防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力及び体制を有する者である。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 ④ おおむね10分以内に災害現場に到着できる体制にあること。 上記の事項の他、指揮者及び機関員以外の防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常の業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。 なお、指揮者、機関員以外の防災要員であっても、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね1km程度の範囲に居ることが望ましい。 2 防災管理者等の代行 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 また、代行者を指定するに当たり次の事項について留意すること。 (1) 第1種事業所の防災管理者の代行は、副防災管理者が行うとともに、権限委譲について定めること。 (2) 副防災管理者の代行は、予め指名した別の副防災管理者が行うものとする。 (3) 指揮者、機関員及び防災要員の代行は、予め指名した防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。 (4) 第2種事業所においても相当量の石油等その他毒劇物等の物質を扱っているため、災害が発生した場合に、特別防災区域内の事業所間で相互に影響を及ぼすことが考えられる。このため、防災管理者不在

防災規程作成指針
第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等と防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、各施設・資機材について、その種類ごとに整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災のための施設等 事業所に設置されている特定防災施設等及び防災資機材等以外の施設、設備、資機材等についても整備状況及び整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定事業所の被害発生の評価に基づき、必要な応急対策等を定めること。

防災規程作成指針の概説
時の職務代行者を予め指名しておくことが望ましい。 第4章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 特定防災施設等及び防災資機材等 特定防災施設等及び防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 2 防災のための施設等 特定事業所における防災活動は、特定防災施設、防災資機材等のみによるものではないことから、これら以外の防災に関する施設、設備、資機材等を把握し整備状況及び整備計画を樹立しておくよう定める必要がある。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。また、消火用屋外給水施設、流出防油堤等はその多くが高度成長期に整備され長期間経過しており、地震時等においてもその機能を発揮する耐災害性の確保が重要となっている。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）における「石油コンビナート等における災害時の影響評価等に係る調査研究会報告書」及び「石油コンビナート等における防災施設等の応急対策等に関する留意事項について」（平成26年3月31日消防特第49号・消防危第84号）を参考とすること。

防災規程作成指針
第 5 章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等を適正に維持管理するため、特定防災施設等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3 年以上保存するよう定めること。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修及び補修等の工事を行う場合の必要な諸手続方法、工事中の代替措置等防災上の管理等について定めること。

防災規程作成指針の概説
第 5 章 特定防災施設等の点検 1 点検基準 特定防災施設等ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、各特定防災施設等ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 15 条第 1 項各号の点検の実施方法を定める告示により定めのあるもののほか点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、特定防災施設等の損傷等の有無、その他主として外観から判別できる漏洩、腐食劣化、作動、変形、損傷、脱落、異常音又は操作上障害となる物がないかどうか等を点検するものとする。 ② 機能点検は、特定防災施設等の機能について外観から又は簡易な操作により判別できる作動状況、バルブの開閉状況等について点検するものとする。 ③ 総合点検は、特定防災施設等の全部又は一部を作動させ判別できる給水量、圧力、音量等について点検するものとする。 なお、機能点検及び総合点検に際しては、極力模擬火災等の消火訓練を兼ねて行い、できる限り防災要員全員が操作要領を把握するよう配慮すること。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的に実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、特定防災施設等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3 年以上保存するよう定めておく必要がある。 4 特定防災施設等の工事管理 特定防災施設等の設置、改修等の工事を行う場合の必要な手続き方法、工事の管理方法並びに消防機関への連絡方法を定め、その機能に支障を生じることとなる場合は、緊急時における代替措置がとれるように定めておく必要がある。

防災規程作成指針
第6章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

防災規程作成指針の概説
第6章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項を定める必要がある。 (1) 防災管理者を点検実施責任者とし、その種類ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし次により実施する。 ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的の実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかな改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、防災資機材等の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は防災管理者の検印を受け、3年以上保存するものとする。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

防災規程作成指針
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 出火、石油等の漏えい、その他の異常な現象が発生した場合の消防機関への通報体制並びに共同防災組織及び関係事業所への連絡が、迅速、正確にできるよう具体的に定めること。また、通報と応急措置の役割分担が明確となっていない場合は、両方の措置を確実に実施できる体制を確保すること。 (1) 異常現象に該当する事案を明示し、事案の発生または発生の疑いも含めて消防機関へ通報しなければならないことを定めること。 (2) 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。 ① 通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ② 夜間、休日における通報担当部署及び通報担当者を明確にすること。 ③ 通報担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (3) 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。 2 防災要員への出場指示等 異常現象が発生し又は発生する恐れがある場合の防災要員の出場等について定めること。 (1) 防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等について定めること。 (2) 防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。 (3) 防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。 3 自衛防災組織の活動 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。 (2) 公設消防隊が到着時の対応を定めること。 (3) 防災資機材の調達方法について定めること。 (4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。 4 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。 (1) 事業所の施設の配置図 (2) 特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) 防災資機材等の関係書類 (4) その他、必要な書類及び図面 ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ア 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 イ 異常現象発生時に公設消防隊が活用できるものとする。

防災規程作成指針の概説
第7章 異常現象に対する措置 1 災害に対する通報等 (1) 異常現象に該当する事象を明示して周知、徹底を図り、異常現象（疑いを含む）と認められるもの全てを直ちに通報することを定める必要がある。この場合の「疑いを含む」とは、消防機関によって二次的緊急通報の可否を客観的に判断することが必要と考えられているためである。 (2) 異常現象の発見に伴う消防機関への通報体制及び事業所内の通報体制を具体的に定めておく必要がある。 事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報する体制、通報担当部署や通報担当者を定め、異常現象を発見した者は直ちに当該通報担当部署へ連絡を行い、通報担当部署から消防機関等へ通報する体制等を明確に定めるほか、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることを踏まえ、発見者が直ちに消防機関へ通報する等迅速な通報が確保される体制も定める必要がある。また、夜間、休日の通報担当部署及び通報担当者並びに通報担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 なお、異常現象と認識しているのにもかかわらず、情報収集を行った後に通報することとなっている場合は、異常現象を認識した時点で通報する体制とすること。また、従業員（協力会社の従業員を含む。）が異常現象の判断に迷うことにより通報が遅れることや、消防機関に通報されるまでに事業所内でいくつかの部署を経由することにより通報が遅れることの無いようにすること。 この他、通報体制の構築に係る詳細については、「異常現象の発生時における迅速な通報の確保について」（平成24年3月30日消防特第62号）における別紙1「異常現象発生時における通報ガイドライン」を参考とすること。 (3) 非常通報設備による通報要領及び関係機関への連絡系統は、石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制とする必要がある。 2 防災要員への出場指示等 (1) 事業所によっては、防災要員が分散して就業していることもあることから、災害に即応するため、防災要員への出場指示の伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。 (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう定める必要がある。 (3) 防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項を定める必要がある。 ① 指揮者及びその他の防災要員は、装置の運転状況、構内の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。 ② 機関担当の防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。 ③ 防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継を確実に行うこと。

防災規程作成指針
② 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等が把握されていること。

防災規程作成指針の概説
④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。 3 自衛防災組織の活動 自衛防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、自衛防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。 また、活動に際しての、指揮命令系統、人的被害の発生、公設消防隊との関連等に関する留意事項を定める必要がある。 (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。 (2) 公設消防隊が到着時の報告要領及び報告内容についても定める必要がある。 (3) 災害が拡大し、防災活動が長時間に及ぶ場合に備えるため、資機材の要請、運搬等の調達方法について定めるものとする。 (4) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある 4 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

防災規程作成指針
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員（先着消防隊等）から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制(手順を含む。)が明確に記載されていること。 (1) 情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (2) 夜間、休日における情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすること。 (3) 情報提供担当者が不在の場合の代行者を明確にすること。 (4) 情報提供担当部署及び情報提供担当者に迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築すること。 2 情報提供の内容 前記体制にて情報提供が必要になると考えられる情報をあらかじめ定めておくことが望ましい。

防災規程作成指針の概説
第8章 災害の現場における情報提供 1 情報提供の体制 災害が発生した場合、災害の拡大防止及び早期の鎮圧、さらには、二次災害防止のため、特定事業所における情報提供は必要不可欠であることから、事業所の実情に応じ、要求があった場合に情報集約する手順を定め、迅速かつ適切に先着消防隊等に必要な情報を伝える体制を具体的に構築する必要がある。情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者であるが、情報提供が迅速かつ適切に行われることを事業実施の統括管理者が確認できる場合においては、情報提供担当者に行わせることができる。 また、夜間、休日の情報提供担当部署及び情報提供担当者並びに情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要がある。 加えて、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報が、情報提供担当部署及び情報提供担当者にその後も引き続き迅速かつ適切に集約されるよう、事業所内の連絡体制を構築するとともに、その手順を定めること。その際、事業所内で必要以上に多くの部署を経由すること等により、情報提供担当部署及び情報提供担当者への情報集約が遅れることの無いよう留意すること。 2 情報提供の内容 災害の現場において、消防隊が応急対策を行うため必要となる情報を事前に想定して定めておくことが望ましい。応急対策を行うため説明が必要となる情報としては次のようなものが考えられるが、その事業所の特性に応じて説明すべき情報を検討する必要がある。 (1) 要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況 (2) プラントの温度や圧力（通常時、発災時） (3) 取扱物質や中間生成物の情報 (4) 消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等） (5) 主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等 (6) 有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性

防災規程作成指針
第9章 防災教育 1 防災教育の実施 教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、防災要員等に次の教育を行うよう定めること。 (1) 防災意識の高揚 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 (4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (5) 取扱い危険物等の性質及び性状 (6) その他必要な事項 2 記録の保存 教育記録は、3年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説
第9章 防災教育 1 防災教育の実施 特定事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、社会情勢に応じた事業所の防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。 (1) 防災意識の高揚 ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対しての社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 ① 関係法令等のうちの必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (3) 特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 ① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所 ② 取扱手順や注意事項等 (4) 危険物施設等の位置、構造、設備の状況 ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (5) 取扱い危険物等の性質及び性状 ① 事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (6) その他必要な事項には、事業所において必要となる教育について記載するものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針
第 10 章 防災訓練 1 防災訓練の実施 訓練の実施責任者を定めて訓練計画を作成し、自衛防災組織が次の訓練を行うよう定めること。 (1) 緊急停止・措置訓練 (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練 (4) 避難訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練 (6) 公設消防隊、共同防災組織との連携訓練 (7) その他必要な訓練 2 記録の保存 訓練記録は、３年以上保存するよう定めること。

防災規程作成指針の概説
第 10 章 防災訓練 1 防災訓練の実施 (1) 緊急停止・措置訓練 発災施設・機器の緊急停止操作の手順、迅速性、的確性等についての確認訓練（施設責任者の指示に基づく停止、指示の的確性、停止操作手順、操作完了確認と報告等） (2) 特定防災施設、防災資機材等の取扱訓練は、次により実施する。 ① ホース延長訓練、ポンプ操法、放水訓練又は泡放射訓練 ② 車両の積載品取扱訓練 ③ 資機材の不調、故障時の措置訓練 (3) 通報、連絡、参集及び出場訓練は、次により実施する。 ① 事業所内の通報訓練 ② 共同防災組織及び関係事業所間の通報訓練 ③ 通報から出場までの訓練 (4) 避難訓練 事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等を避難させる訓練 (5) 上記(1)(2)(3)(4)等を複合した総合訓練を実施すること。 (6) 公設消防隊や共同防災組織との連携訓練を実施すること。 (7) その他必要な訓練 防災訓練はその一部を省略し又は総合する等重点的に行っても良いが、部分訓練から順次総合訓練に移行し、習熟を図ることが望ましい。 その他、夜間及び休日における部分訓練又は総合訓練、共同防災組織や隣接事業所あるいは関係事業所間における運転停止訓練等についても訓練実施計画を樹立し行うものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、３年以上保存するよう定めるものとする。

防災規程作成指針
第 11 章 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所 事業所の所在する位置が、大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に該当する場合には、次の事項を定めること。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること 3 警戒宣言が発せられた場合の対応 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること 5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説
第 11 章 大規模地震対策特別措置法「強化地域」に所在する事業所 大規模地震対策特別措置法の「強化地域」に所在する事業所は、地震予知情報及び警戒宣言の発令等を適切に伝達、対応することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、大規模地震に対する危機管理意識を高めるとともに、万が一、同時多発的な災害が発生した場合においても、適切な対応が取れるよう次に掲げる事項を定める必要がある。 なお、この章の作成にあたっては、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引について」（昭和 54 年 12 月 21 日消防庁震災対策指導室長内かん）及び「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引の一部修正について」（平成 15 年 12 月 12 日消防災第 242 号）も参考とすること。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること (1) 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言発令に対して受信体制・伝達方法を明確にすること。 (2) 警戒宣言の解除及び伝達に関して定めること。 2 警戒宣言が発せられた場合の避難に関すること (1) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (2) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (3) 事業所内の集合場所について定めること。 (4) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (5) 避難経路図を備え付けること。 3 警戒宣言が発せられた場合の対応 (1) 警戒体制の構築に関して、次の事項を定めること。 ① 警戒本部の設置及び体制の整備 ② 応急対策の内容と伝達要領 (2) 応急対策要員の動員に関して、次の事項を定めること。 ① 応急対策要員の動員方法 ② 応急対策要員の勤務方法（長期間を想定したもの） (3) 応急対策の実施に関すること。 ① 地震観測情報、注意情報、予知情報及び警戒宣言ごとの応急対策の内容。 （各担当毎に、施設の整備方法、資機材の確認と点検要領、事前対策等を具体的に記述すること。） ② 任務と責任の明確化 (4) 応急対策後の待機及び勤務の実施に関して定めること。 4 大規模地震に係る防災訓練の実施に関すること (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 大規模地震を想定した、同時多発的な災害への対応に関すること。 (3) 前(1)、(2)等を複合した訓練及び共同防災組織、公設消防隊等との連携訓練 5 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること (1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 予想される地震動等に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割に関する事項 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要のある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 ② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地区に関する知識 ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

防災規程作成指針
第 12 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること

防災規程作成指針の概説
第 12 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法の「推進地域」に所在する事業所は、地震に伴い発生する津波の襲来が予想されるが、早期に津波の発生危険を伝達し適切に避難等することにより、被害を最小限に抑えることが可能である。そのため、予め計画をたてることで、迅速・的確な行動が確保できるよう次に掲げる事項を定める必要がある。 なお、この章の作成にあたっては、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策計画の作成について」（平成 26 年 6 月 27 日消防予第 263 号・消防危第 177 号・消防特第 128 号・消防災第 205 号）における別紙「南海トラフ地震防災規程の作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引について」（平成 26 年 6 月 27 日消防災第 204 号）も参考とすること。 1 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること (1) 事業所内に勤務する者、出入りする関係者等に対して、津波の発生危険の伝達方法を明確にすること。 (2) 避難に際しての組織編成及び任務を明確に定めること。 (3) 来客等に対する避難場所の伝達について定めること。 (4) 事業所内の集合場所について定めること。 (5) 避難場所（避難が遅れた場合の事業所内の避難場所を含む。）及び避難方法を適正に定めること。 (6) 避難経路図を備え付けること。 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること (1) 情報収集・伝達に関する訓練の実施を定めていること。 (2) 津波からの避難に関する訓練の実施を定めていること。 (3) 前（1）、（2）を統合した総合訓練の実施を定めていること。 (4) 訓練の実施回数及び地方公共団体、関係機関が実施する訓練への参加について定めていること。 3 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報の実施に関すること (1) 教育に関して次のことを定めること。 ① 年間計画での実施回数 ② 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ③ 地震及び津波に関する一般的な知識 ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑤ 従業員等が果たすべき役割 ⑥ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑦ 地震対策として今後取り組む必要のある課題 (2) 広報に関して次のことを定めること。 ① 地震が発生した場合に、出火防止、協力会社の従業員等が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

防災規程作成指針
第 13 章 雑則 1 違反者に対する措置 防災規程に違反したものに対する措置について定めること。 (1) 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。(防災に関する再教育・社内規程に照らした処分等) ① 措置基準を定めていること。 ② 違反の程度により措置のランク付けがされていること。 2 表彰 防災業務に対しての功労が認められる者に対しての表彰について定めること。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の変更については、その都度、届出するよう明記すること。 附則 この防災規程は 〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

防災規程作成指針の概説
② 正確な情報の入手方法 ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ④ 各地域における避難対象地域に関する知識 ⑤ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 第 13 章 雑則 1 違反者に対する措置 防災管理者、副防災管理者及び防災要員が防災規程に違反した場合は、その程度により防災要員等を罷免、もしくは教育及び訓練を繰り返し実施する等の措置を定めること。 2 表彰 防災要員及び従業員に対し、防災資機材等の改善提案又は防災活動に功労が認められた場合は表彰を行い、防災意識の高揚と防災保安の向上を図るよう定めるものとする。 3 届出 細則の制定や改廃、防災管理者、副防災管理者及び防災要員の変更については、その都度、届出するよう定めること。

共同防災規程作成指針及び概説

共同防災規程作成指針
第 1 章 総則 1 目的 石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、別表で定める事業所（以下「構成事業所」という。）で構成される共同の防災組織（以下「共同防災組織」という。）が行うべき業務について、必要な事項を定め、構成事業所における災害の発生並びに拡大の防止及び共同防災組織の効率的運用を図ることを目的とすること。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法等及び共同防災組織が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めること。 3 適用範囲 この規程は、構成事業所の施設及びその全域について適用されることを明記するとともに、共同防災に関する構成事業所間の契約に関連する事項も併せて明記すること。 4 遵守義務 構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員は、この規程を遵守するとともに、構成事業所に勤務する者、出入りする関係者等にも周知させるよう定めること。 5 他規程との関係 この規程は、構成事業所の防災規程との整合を図ること。また、火災、その他の災害を防止するための他の法令により定められた規程があり、内容が網羅されている場合は、これを準用できるものとする。 6 細則への委任 この規程の実施に関して、必要な細則を定め委任することができること。 7 規程の改廃等 この規程及びこれに基づく準用規定並びに細則の制定及び改廃を行うときは、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めること。

共同防災規程作成指針の概説
第 1 章 総則 1 目的 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務について、その基準を定めておくことにより、平常時においては災害の発生を防止し、また災害が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるようにしておくためである。 2 用語の定義 法、消防法、高圧ガス保安法、電気事業法、ガス事業法並びに事業所が制定した規程、規則等において使用する用語の例によるほか、必要に応じ定めることができる。 3 適用範囲 共同防災組織は、構成事業所が一体となって活動することで、その効果が期待されることとなる。また、防災要員が構成事業所内での活動を行うことから、共同防災に関する契約事項も併せて明記するものである。 4 遵守義務 規程適用の人的対象は、主として構成事業所の防災管理者、副防災管理者（第 1 種事業所に限る。以下同じ。）及び防災要員であるが、構成事業所内の災害に対して一体的に活動する必要があるため、構成事業所内に勤務する者及び出入りする関係者等すべてに対しても周知させるよう努めるものとする。 5 他規程との関係 この規程は共同防災組織に関するものであるので、構成事業所における防災規程との調整を図り、相互に齟齬のないよう注意する必要がある。また、別に規程等の定めがある場合は、関係事項について内容を明示することによって、本規程の運用上これを準用できる。 6 細則への委任 本規程の実施にあたり具体的計画等が必要な場合、細則を定めて実施要領等を明確にするものとする。 7 規程の改廃等 共同防災規程は、事業所の実態及び社会情勢等を踏まえて見直しをすることが必要である。適用範囲が構成事業所全般に及ぶこと等、その性格上、関係者の意見を尊重する必要があると考えられる。このことから、規程の改廃のみならず、実務上必要となる準用規定並びに細則についても改正等に当たって参画すべき者を予め定め、実施の円滑と実行を期そうとするものである。なお、具体的作成に当たっては、各構成事業所の実態に応じて参画者を定めることが適当である。

共同防災規程作成指針
第2章 共同防災組織 1 共同防災組織の組織等 (1) 共同防災組織の名称 共同防災組織の名称を定めること。 (2) 共同防災組織本部の位置 共同防災組織を代表する事業者、事業所（以下「代表事業所」という。）の本部の位置、場所等を定めること。 (3) 共同防災組織の編成 各構成事業所の従業員より選出された防災要員（以下「共同防災要員」という。）で構成し、組織図、編成表等により組織の機能を明確にすること。 (4) 自衛防災組織等との関係 各構成事業所の自衛防災組織との関係を明確にすること。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にすること。 (5) 共同防災組織の指揮命令 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を定めること。 2 防災資機材等及び共同防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等で明示すること。 (2) 共同防災要員 共同防災要員は、非常時に直ちに有効な防災活動が実施できる者を配置できるよう定めること。 3 共同防災組織の業務の外部委託 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合、次のことを明確にすること。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） (2) 委託業務内容に関すること ① 委託業務の具体的な内容 ② 共同防災組織と委託を受けて共同防災組織の業務に従事する者（以下「受託者」という。）の関係および連携要領 ③ 受託者の業務の実施要領 ア 平常時の場合 イ 災害発生時の場合 ④ 受託者に対する教育・訓練の実施に関すること ア 教育・訓練の意義と責任について イ 教育・訓練計画の作成について

共同防災規程作成指針の概説
第2章 共同防災組織 1 共同防災組織の組織等 (1) 共同防災組織の名称 共同防災組織には、災害活動時における指揮運営の必要性から、必ず名称を定めること。 (2) 共同防災組織本部の位置 構成事業所の状況に応じて検討する必要がある。おおむね直径 5km 程度の範囲を目途として、当該地域における構成事業所の業態、規模、相互間の走行距離、交通事情、危険物等の分布状況等を勘案して効率的なものとする。 (3) 共同防災組織の編成 組織編成は、組織図又は編成表で具体的なものとし、各構成事業所の防災管理者等の氏名、所属、勤務方法、引継交替要領及び防災資機材等の種類、数量、配置場所等を記入するものとする。 (4) 各構成事業所の自衛防災組織との関係 各構成事業所の自衛防災組織と共同防災組織との関係は、災害が発生した場合に、有機的な連携が図れるよう組織図等で表し明確にしておく必要がある。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるための共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との関係を明確にする必要がある。 (5) 共同防災組織の指揮命令 共同防災組織が構成事業所において行う防災活動に対する、指揮命令系統を組織図等で表し明確にしておく必要がある。 2 防災資機材等及び共同防災要員の配置 (1) 防災資機材等 防災資機材等（大型化学車等の消防車両、オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、消火薬剤、可搬式放水銃、耐熱服、空気呼吸器等）は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に使用できる場所に保管配備するとともに、配置図等を用いて明確にしておく必要がある。 (2) 共同防災要員 共同防災要員にあっても、災害に即応できる者を配置するとともに、配置表や勤務表等を用いて明確にしておく必要がある。 3 共同防災組織の業務の外部委託 共同防災組織の業務の一部を外部委託する場合は、受託者の契約範囲を再確認するとともに、契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にして防災業務の適切な実施を確保する必要がある。 また、複数の受託者や再委託者がいる場合は、受託者の業務並びに再委託の内容についても明確にする必要がある。 消防機関においては、委託の状況を的確に把握し、各構成事業所における防災業務の実施に対して適切な指導を行うためにも、必要事項を記載させる必要がある。 (1) 業務委託先の氏名及び住所に関すること 個人、法人及び再委託者が複数いる場合には、別紙等を作成し氏名及び住所等を明確にしておく必要がある。 (2) 委託業務内容に関すること

共同防災規程作成指針

共同防災規程作成指針の概説
委託業務の内容については、受託者の業務の具体的な内容を明確にするとともに、当該受託者が委託者の指示、指揮命令の下に連携して共同防災組織の業務を実施するよう定めること。 また、受託者の平常時と災害発生時の業務内容及び教育・訓練についても明確に定めること。

共同防災規程作成指針
第3章 代表者等の職務 1 代表者等の職務 (1) 代表事業所の防災管理者の職務 ① 共同防災組織を代表する事業所の防災管理者（以下「代表者」という。）を定めること。 ② 代表者は、共同防災組織とその活動状況について、定期的に各構成事業所の防災管理者及び共同防災要員から意見を聞き又は視察を行う等により、組織の強化、運営管理について定めること。 (2) 共同防災要員の職務 ① 指揮者を指定して共同防災要員を指揮監督させること。 ② 代表者等の指揮命令を遵守すると共に構成事業所の自衛防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織と連携、協力し、災害の発生又は拡大防止活動及びその他必要とする業務に関する職務について定めること。 2 代表者等の代行 代表者および共同防災要員が、何らかの理由によりその職務を行うことができない場合について、その職務代行者を予め指名するとともに、その者に対する権限委譲規定を定めること。

共同防災規程作成指針の概説
第3章 代表者等の職務 1 代表者等の職務 (1) 代表事業所の防災管理者の職務 代表者は、構成事業所における防災活動が円滑に行えるよう、平常時、緊急時ともに連絡調整を図り、定期的に構成事業所の防災管理者等から意見を聞く等して、組織の強化、適切な運営管理に努めなければならない。 (2) 共同防災要員の職務 共同防災要員の中から、指揮者を指定する。指定された指揮者は、災害が発生した構成事業所に出場し、共同防災要員を指揮監督するとともに、当該事業所の防災管理者の指揮のもとで防災活動を行う。 また、共同防災要員の具体的な職務として次の事項を定める必要がある。 ① 防災資機材を活用した防災活動 ② 防災資機材等の点検 なお、共同防災要員は、非常時に直ちに有効な消防活動を実施しうる能力を有し、かつ体制であること。そのため、次の要件を満たす必要がある。 ① 災害の応急措置に関して必要な知識・技能及び体力を有すること。 ② 設備等の緊急措置に係る要員でないこと。 ③ 構成事業所内の設備の位置、消防設備等の配置、使用方法及び通路の状況に精通していること。 自衛防災組織と同様、指揮者及び機関員以外の共同防災要員は、通常業務と兼任することが可能であるが、通常業務を特別な作業を経ることなく中止することが可能な者とする。 ただし、指揮者、機関員以外の共同防災要員は、防災上直ちに行動を取る必要があるため、防災資機材等の常置場所から概ね 1km 程度の範囲にいることが望ましい。 2 代表者等の代行 代表者及び共同防災要員の代行者については、昼夜、休日等ごとに具体的に定め、欠員が生じないようにすること。 (1) 代表者が事故ある時の代行を、構成事業所の防災管理者又は代表事業所の副防災管理者等から予め指名しておくとともに、権限委譲について定めること。 (2) 指揮者、機関員である共同防災要員の代行は、予め指名した共同防災要員とする。ただし、指揮者、機関員となる共同防災要員が常時専従であることに配慮する必要がある。 (3) 共同防災要員の代行は、防災、保安に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから予め指名した者とする。

共同防災規程作成指針
第 4 章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 防災のための施設・設備 防災のための施設・設備は、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災資機材等 防災資機材等は、その種類ごとに整備状況を把握し、整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等の充実を図ること。

共同防災規程作成指針の概説
第 4 章 防災のための施設、設備、資機材等の整備 1 防災のための施設・設備 共同防災組織を設置する各特定事業所に設置されている、防災のための施設・設備（防災資機材等を常置しておくための建物及びその施設に備え付けられている通信設備等）の整備状況を把握し、その種類ごとに整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 2 防災資機材等 防災資機材等は、常に適切に点検し維持・管理されていることが必要である。突発的な故障を除き、法に規定されている構造等に関する基準に適合するよう予め種類ごとに整備状況を把握し、耐用年数及び使用状況を考慮した整備計画を定めるとともに点検し維持管理すること。 3 特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波に対する応急対策等 特定防災施設等及び防災資機材等は特定事業所内の火災、漏えい等の拡大防止のために備え付けているものであり、地震や津波が発生した後においても、その機能の維持が求められる。応急対策等における留意事項にあつては、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成 24 年 3 月 30 日消防特第 63 号）を参考とすること。

共同防災規程作成指針
第5章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等を適正に維持管理するため、防災資機材等の種類ごとに点検基準を定め、これを遵守させること。 (1) 点検実施責任者及び点検実施者 (2) 点検項目 (3) 点検方法 (4) 点検周期 (5) 点検結果 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見したときの連絡体制、応急措置、改善方法及び消防機関への連絡について定めること。 3 記録の保存 点検の結果及び措置の状況を記録し、3年以上保存するよう定めること。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等の故障、整備等により使用できない場合における代替措置及び消防機関へ連絡すべき事を明確にしておくこと。

共同防災規程作成指針の概説
第5章 防災資機材等の点検 1 点検基準 防災資機材等の種類ごとに点検基準を定めるとともに、点検実施に際しては次に掲げる事項について定める必要がある。 (1) 代表者を点検実施責任者としその種類ごとに点検実施者を定める。 (2) 点検の項目及び方法については、防災資機材等の種類ごとに異なることから、その種類ごとに明確な点検基準を定め実施する。 (3) 点検の方法は、外観、機能及び総合点検とし、次により実施する。 ① 外観点検は、外観から判別できる漏洩、腐食劣化、変形、損傷、脱落、異常音等の点検を実施するものとする。 ② 機能点検は、防災資機材等について外観から又は簡易な操作により判別できる規格圧力での規格放水量の測定、泡消火薬剤の変質等の点検を実施するものとする。 ③ 総合点検は、防災資機材等の全部若しくは一部を使用し、総合的な点検を行う。 また、泡消火薬剤については、薬剤の物性（比重、pH、粘度、流動性、沈降性）及び安定性（発泡倍率、還元時間）等について点検を実施するものとする。 (4) 点検周期は、外観点検、機能点検、総合点検ごとに周期を定め定期的を実施する。 (5) 点検結果は、○×等の表示を用いるとともに凡例で表示の意味を示し明確に表示する。 2 結果に基づく措置 点検の結果、不備、欠陥を発見した場合、直ちに応急措置を行って機能の維持を図ると共に、速やかに改修並びに消防機関への連絡が行われるよう、事前に定めておく必要がある。 3 記録の保存 点検記録は、防災資機材の履歴、保全等に関する必要事項、法定点検を含みすべて記録し、重要な記録は代表者の検印を受け、3年以上保存するものとする。 4 防災資機材等の代替措置 防災資機材等が故障、整備等により使用できない場合、原則的には代替品を準備する必要がある。ただし、他の事業所等による緊急応援態勢や他の防災資機材等の保有状況を勘案して、防災体制の確保が十分であると客観的に認められる場合はこの限りではない。この場合、隣接事業所等の自衛（共同）防災組織への出場依頼等及びこれらのことについて、期間、防災資機材等の種類、台数等を予め消防機関に連絡する必要がある。

共同防災規程作成指針
第6章 異常現象に対する措置 1 災害通報の受信 構成事業所での異常現象発生時の受信および連絡部署を明確にすると共に、受信・連絡方法を定めること。 2 共同防災組織への出場指示等 次の事項に関して定めること。 (1) 構成事業所からの異常現象発生のお知らせを受理したときの出場体制、方法について。 (2) 共同防災要員への連絡方法等 ① 共同防災要員が参集するために必要な事項を定めること。 ② 共同防災要員への出場指示の担当部署を明確にして、出場が遅滞なく的確にされるよう定めること。 ③ 共同防災要員への伝達方法等を明確にすること。 (3) 共同防災要員の災害出場等について遵守すべき事項を定めること。 3 共同防災組織の活動 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動を定めること。また、防災活動に際し、構成事業所の自衛防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との指揮命令系統を明確にしておくこと。 (1) 人的被害が発生した場合の対応を定めること。 (2) 公設消防隊の現場到着時の対応を定めること。 (3) 防災資機材等が事故又は故障した場合の対応を定めること。 4 連絡調整等 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるために共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定めること。 5 書類等の整備 非常の場合に直ちに活用できるように、次の各号に掲げる書類及び図面の整備並びに保管方法・場所について定めること。 (1) 構成事業所の施設の配置図 (2) 構成事業所の特定防災施設等の配置図、構造及び機能を明示した書類 (3) その他、必要な書類及び図面 ① 法及び関係法令で規定された届出、検査等に関する書類が整備されていること。 ② 書類・図面管理の責任者及び部署を明確にすること。 ③ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの品名、貯蔵・取扱量等概要が把握されていること。

共同防災規程作成指針の概説
第6章 異常現象に対する措置 1 災害通報の受信 異常現象の発見に伴う構成事業所からの連絡体制について、受信部署、方法を明確にして、連絡に支障がないよう定める必要がある。 2 共同防災組織への出場指示等 共同防災組織への出場指示について、次の事項を定める必要がある。 (1) 共同防災組織の構成によっては、共同防災要員が分散して就業していることから、災害に即応するため、共同防災要員への出場体制の方法を定めておく必要がある。 (2) 出場指示を行う担当部署を定め、出場指示の伝達が確実に行なわれ出場が遅滞なくできるよう伝達方法、集合方法及び集合場所等を定めておく必要がある。 (3) 共同防災要員が確実に災害出場するため次に掲げる事項について定める必要がある。 ① 指揮者及びその他の共同防災要員は、構成事業所の工事状況等防災活動上必要な事項を常に把握しておくこと。 ② 機関担当の共同防災要員には、車両の操作に熟達させるとともに、消防車等の積載器具の整備・点検を実施させること。 ③ 共同防災要員が持ち場を離れる時は、行き先を明確にしておくこと。また、行き先が長距離、長時間に及ぶ等により、出場に支障が生じる恐れがある場合は、代行者への引継が確実に行われるよう定めること。 ④ 引継交替を行う場合は、勤務の引継に際し、各直の共同防災要員が対面引継を行うこと。また、必要な引継事項は記録簿を作成し、確実に引継を行うこと。 3 共同防災組織の活動 共同防災組織の活動の中で「想定される災害種別ごとに」とあるのは、火災と流出油災害の場合では、共同防災組織の防災活動が異なることは当然であり、各々の区分ごとに防災活動の体制を定めるものとする。 (1) 人的被害が発生した場合の対応についても定める必要がある。 (2) 公設消防隊の現場到着時の報告要領及び報告内容について定める必要がある。 (3) 防災資機材等が事故又は故障した場合の代替措置や対応要領を定める必要がある。 4 連絡調整等 構成事業所の各自衛防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。 また、構成事業所の自衛防災組織の全部又は一部が、大容量泡放水砲等を備え付けるための共同防災組織を別に設置している場合には、当該大容量泡放水砲等を備え付けるために設置した共同防災組織との連絡体制、指揮命令系統の調整及び資料相互提供等について定める必要がある。 5 書類等の整備 災害が発生した場合において、被害を最小限に止めるために必要な緊急措置を、迅速かつ的確に実施することができるように、また平素から共同防災要員に徹底させておくために、必要な図面等を保管場所に備えておくよう明確に定める必要がある。

共同防災規程作成指針
第7章 防災教育 1 防災教育の実施 教育の実施責任者を定め教育計画を作成し、共同防災要員に次の教育を行うよう定めること。 (1) 防災意識の高揚 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状 (6) その他必要な事項 2 記録の保存 教育記録を作成し、3年以上保存するよう定めること。

共同防災規程作成指針の概説
第7章 防災教育 1 防災教育の実施 各構成事業所における災害の発生並びに拡大を防止するため、共同防災組織として防災体制の強化等防災意識の高揚を図り、関係する法令や諸規定について教育するとともに、特定防災施設等及び防災資機材等に精通させ、構成事業所内の危険物、高圧ガス施設等の位置、構造、設備の状況や危険物等の種類ごとに、その物性、危険性及び取扱い上の注意事項について教育を行うものとする。 (1) 防災意識の高揚 ① 公共の安全確保の重要性 ② 防災保安に対しての社会情勢 ③ 異常現象が事業所に及ぼす影響 ④ 災害事例を踏まえた教訓 ⑤ 防災体制、保安管理の強化 (2) 関係法令及び諸規程の周知徹底 ① 関係法令等のうちの必要事項 ② 各種法令により作成される関係規程のうち必要事項 (3) 構成事業所の特定防災施設等及び防災資機材等の内容と取扱方法 ① 特定防災施設等及び防災資機材等の種類、数量、配置場所 ② 取扱手順や注意事項等 (4) 構成事業所の危険物施設等の位置、構造、設備の状況 ① 危険物施設の位置、構造、設備の概要 ② 高圧ガス施設の位置、構造、設備の概要 ③ 上記以外の施設等の位置、構造、設備の概要 (5) 構成事業所の取扱い危険物等の性質及び性状 ① 構成事業所において製造、貯蔵又は取扱う危険物並びに高圧ガス等の性質の概要 ② 漏洩、噴出、拡散、火災、爆発、装置等の破損、異常反応等に対する危険性 (6) その他必要な事項には、共同防災組織において必要となる教育について記載するものとする。 2 記録の保存 実施した内容等必要な事項は必ず記録し、3年以上保存するよう定めるものとする。

消 防 特 第 44 号
平成 28 年 3 月 22 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」について（通知）

消防庁では、有識者や実務者で構成される「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討を行い、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を取りまとめました。

貴道府県におかれては、このマニュアルを活用し、石油コンビナート等防災本部の訓練を実施していただきますようお願いします。

また、防災体制の充実強化につきましては、「石油コンビナート等における防災体制の充実強化等について（平成 26 年 3 月 27 日付け消防特第 47 号）」及び「石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練の充実について（平成 27 年 3 月 30 日付け消防特第 44 号）」も参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知について、貴道府県内の関係市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知されるようお願いします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル（平成 28 年 3 月）」

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/sekiyu_bousaitaisei/manual/manual.pdf

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 宮崎、大川
電話 03-5253-7528（直通）
Fax 03-5253-7538